

令和2年第9回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年12月9日（第6日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	教育長	北村喜久次
総務課長	千布一夫	企画財政課長	小池武敏
総合戦略課長	木須英喜	税務課長	久原浩文
住民課長	川崎直	保健福祉課長	坂本博樹
生活環境課長	片渕徹	農業振興課長	木下信博
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	宮崎泰仁

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	友田香将雄	2番	重富邦夫
----	-------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

1. 重富邦夫議員
 1. 農業の振興について
 2. 子育て支援について
 3. ペットの飼い主に対する意識の醸成について

2. 溝上良夫議員
 1. 情報通信基盤の整備について
 2. 土地改良施設の維持管理について

3. 溝口 誠議員
 1. 収入保険制度への加入促進について
 2. ひきこもりの支援の充実について

4. 友田香将雄議員
 1. 教育環境の充実について
 2. 行政手続き等のデジタル化について
 3. 特定空家の対策について
 4. のら猫対策について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、友田香将雄議員、重富邦夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。
本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

おはようございます。

12月議会の一般質問の一番最初ということで、新型コロナウイルスがいろいろな面で影響があっている中、町民の皆さんも様々な面で不安を抱えておられると、そういったところ、いろいろな意味での不安を解消するという意味でも、この議会、一般質問の中でもいろいろな議論を組み交わしながら、その不安の一つ一つを取り除ければというような思いで今回の一般質問に臨みたいというふうに思います。

それでは、今回は3項目に振り分けて質問をしてまいりたいと思います。

まず一番最初に、農業の振興についてということで、今国において農業振興の在り方として、ロボットの技術だとかICTを活用したスマート農業というのが推進をされているところでございます。このスマート農業ということが省力化だとか、農業者の人手不足、そういったところに大きく寄与できるものだというふうにも期待をしておるところでございます。そのスマート農業というところに対して、白石町としてはどのようなふうに捉え、考えられているのか、まずそこをお聞かせ願いたいと思います。

○木下信博農業振興課長

お答えをいたします。

現在の農業情勢につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、5年後、10年後におきまして離農者の増加や農地の受け手不足というのが予想されておりまして、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっているところでございます。これを解決するべく、国におきましてはロボット技術や情報通信技術、ICTを活用いたしまして、省力化や高品質生産を実現するなど、推進しているところでございます。町内におきましては、佐賀県の単独事業として、令和元年度から大規模水田スマート農業実証事業ということで、農事組合法人2Bのほうで実際実施をされているところでございます。

議員御質問のスマート農業に対する本町の考えにつきましてはですが、本町といたしましても、農業者の負担軽減に寄与する高性能農業機械の導入など、スマート農業への取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

いろいろな意味で農業に対するスマート農業の進展を推進するというところでありますけれども、実際このスマート農業に対して、ICTの技術だとか農業機械、こういったところの支援というのは、具体的にどういったものが今現在あるのか。その説明をお願いします。

○木下信博農業振興課長

県の単独事業につきましては、スマート農業に対する補助事業のメニューというのが現在ないところでございますが、国庫補助事業につきましては、スマート農業総合

推進事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金、それと農地耕作条件改善事業の、この事業におきましてスマート農業に対するICTの先端技術や農業機械に対する支援が実施をされておきまして、令和3年度におきましても、引き続き実施されてると聞き及んでいるところでございます。

補助対象となる機械につきましては、GPSを活用したトラクターなどの自動操舵システムを内蔵いたしました機械、そのほか直進アシストシステムを搭載しました田植機、トラクター及び田植後の水田水管理システムなどが補助対象となっているところでございます。

また、ロボットトラクターなどの高精密な農業機械につきましては、GPSも高精度のものということになっているようでございまして、受診基地局を追加設置して作業を行うこととなっているようでございます。国庫事業につきましては、採択要件というのが厳しいものとなっているところでございますけど、希望される農業者の皆様は、条件をクリアされて、ぜひ取り組んでいただければと考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

先ほどの説明の中では、今のところ県のメニューとしてはないと。ただ、国の中でGPSだとか直進アシストシステム、こういったものだとかという説明があった中で、実際GPS機能付きのトラクターだとか、こういったところで電波を拾って直進、真っすぐに打っていくという、その機械自体は無人でということではありませんけれども、そういった機械も出ているわけなんですね。

相談が寄せられたものが、一部の耕作地で電波を受信して直進するトラクターが、電波が薄い場所であったときにずれていく、誤差が出てくるということが、実演されて実際あったみたいなんですね。それは旧堤防から向こう側の位置なんですねけれども、その手前側の電波が強い状況にあるところはそういう誤差は何も出ないということで、こういったことが実際あるんだけれども、今後このような問題があった場合、今から機械のメーカーもいろいろな機械を出してくると思うんですよ。基地局を設置するような機械が出てはいますけれども、結局のところ、高価格であるわけですよ。直進アシストシステムなんかも、結局のところはそういう電波を拾う状況の中で使うわけですから、電波が薄い場合だと、買ってもそういう農地では使えないとなってしまうと、最悪機械推進が進まないのか、そういう農地はあまり作らないほうがよかよというふうな話になってしまっても困るわけなんですよ。ですから、こういった問題の対処の方法でも聞きたいんですけども、どこがこれは問題解決する主体を持つところになるのか、国なのか、県なのか、そこの市町村なのか、はたまた機械を売っているメーカー側が自分たちでやるものなのか、農業者さん全体でこれは解決していくものだとか、こういったどこに所在があるのか、そういったところの考え方を聞かせください。

○木下信博農業振興課長

ただいま議員のほうから申された無人じゃなくて有人の機械ということで、これは

直進アシスト機能がつきましたトラクターとか田植機、そういったものじゃないかなと思っております。議員がおっしゃるとおり、その精度につきましては微妙にずれが生じる場合があるということで聞いているところでございます。現在、日本におきましてはGPSを含む人工衛星が7基体制で運用をされているということでございますけど、地球の周回の軌道の都合上、7基いずれかの衛星電波が一時的に届かない場合というのもあるようでございまして、ほかには天候の状況とか、そういったことで電波が弱くなる場合があるということで聞いておるところでございます。

このような不具合といいますか、症状の改善につきましては、自動車の自動運転と同様のことは思いますけど、各メーカーの開発努力や政府により機械の進化や精度向上の取組が必要不可欠であるということで考えておりますけど、町といたしましても、このような不具合などの相談があった場合は、国や県のほうにおつなぎをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

先ほどおっしゃられるように、機械のメーカー側というのはいろいろ努力をされて、新たに進化したものを出されてくるんだらうと思いますけれども、基地局を設置する機械であればより高いわけですし、できるだけ抑えたものを農業者さんの皆様へ、あまり高金額だと、今の農業経営の全体の状況を鑑みますと投資しづらいわけですね。できるだけ低価格の機械をというふうな目線で考えますと、基地局を置かないものに投資をしようとする傾向になるんじゃないかというふうにも思うわけですね。そういった中でそういう機械がばあつとはやり出したときに、この問題がまだまだ残っていたら、結局農業者さんの方が不利益を被るわけですね。それと、あとは耕作放棄地が出たりとか、そういった農地を作らなくなったりとかになれば、これはそれと同様、町にも影響があるということですから、こういった問題があるということは、これは直ちに、先ほどおっしゃられていましたけれども、県側に問題提起をさせていただいて、こういった場合はどのような対応をするのかというのを協議していただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問、4番目の質問ですね。

新規就農に対する農業次世代人材投資資金の要件についてということで、まず次世代人材投資資金の要件、ここの説明をお願いします。

○木下信博農業振興課長

就農直後の経営確立を支援する資金、これが農業次世代人材投資資金の経営開始型になりますけど、この主な交付要件について御説明をいたします。

まず、交付対象者でございますが、次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する原則49歳以下の認定新規農業就農者となっております。独立・自営就農といいますのは、農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること、主要な機械、施設を交付対象者が所有または借りておられること、そして生産物や生産資材などを交付対象者の名義で出荷、取引すること、交付対象者の農産物などの売上

げや経費の支出などの経常収支を交付対象者の名義の通帳、帳簿で管理をすること、交付対象者が農業経営に関する主催権を有していることです。親元就農される場合でありましても、これらの要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となることとなっております。

このほか、青年就農計画が経営開始5年目までに農業でなりわいが成り立つ、実現可能な計画であることとか、経営を継承する場合は、新規作物の導入や経営の多角化などを行って新規参入者と同等の経営リスクを負い、経営発展に向けた取組を行うと市町村長が認められることとなっております。

ほかにも、人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていることのほか、原則前年の世帯所得が600万円以下であることとなっております。これら全てを満たす場合に採択されるということとなっております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

以前、議案審議の中で質疑をしたことがあるんですけども、人材投資資金の経営開始型だとか、こういったところで親と同じ作物を作っていて要件外になってしまったと。そこで、この投資事業に採択されなかったという話を聞いたことがありまして、ただでさえ農業人材が少なくなっているという危機感がある中で、確かに要件というのはあるんでしょうけれども、ここはなぜ要件から外れるんだろうかというふうに思っていたら、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク、新規作物の導入など同等の経営リスクを負うと市町村長に認められることということが盛り込まれておりますが、確かに新規参入者と同等の経営リスクというのは、そこは分かるんですよ。ただ、同じ作物とあっても、親に負けないがために、もっとこうすれば大きく広く展開できるのにとというふうに思っている方だっているわけなんですね。そういう方というのは、売上げが上がれば、交付金はおのずと下がってくるわけですよ。すぐに交付対象者じゃなくなるわけですよ。こういったところをもう少し幅広く柔軟に考えていただけないものなのかというふうに、どうにかできないものなのかというふうに思いますけれども、そこに対して意見ををお願いします。

○木下信博農業振興課長

先ほど、これは国の要件ということで御説明をしたところでございますけど、確かに議員がおっしゃられるとおり、この農業次世代人材投資資金につきましては、農業への新規参入者の就農開始後の収入が不安定な時期を支援するというを目的に交付をされております。親元就農の場合につきましても、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者と同等の経営リスクを負う必要があると、そういったことから、親の経営とは別の作物で独立した経営を行う場合に要件を満たしているという、これは国の要件でございます。私のところでこれを換えられますよということ

を、今のところは言えない状況でございます。

○重富邦夫議員

確かに国の要件ですので、こちら側で幾ら議論をしたところであれなんですけれども、ただ、先ほども言いましたけれども、ただでさえ農業者数に対しても担い手の数に対しても減少しているわけなんですよ。一人でも多く経営をやってほしいという、そういった思いもあるわけですよ。同じ作物だからというふうに線を引かれてしまうと、地域的には不利になっちゃうところがあるものですから、ぜひともここもそういった会議等々発言の場がございましたら、この要件に対しても問題提起をしていただきたい。町長、その辺りをどう考えられますか。

○田島健一町長

先ほどの重富議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来、課長も農業次世代人材投資資金の内容については十分に説明をしたかというふうに思います。国の制度として、この農業次世代人材投資資金というのはいくつか使ってくださいということになっておりますので、これではなかなか厳しいかなと。だから、議員も最後に申されましたように、働きかけをということでございました。そういうことで、別の考え、別の資金ということでの創設をお願いしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。これは、全国の中で見ても、佐賀県白石というところは後継者もたくさんいますよと。そういった中において、規模拡大とか、いろんな施策をしていくためには活用できる資金がないじゃないですかということで、この白石に特化したもの、らしきものも提案をしていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

分かりました。では、また新しい事業項目ができるように、働きかけを随時お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどから話をしています後継者不足ですね。ここに対しては、農地の集積、集約というものはまだ必要不可欠であるわけでございます、端的にこの農地の集積、集約、法人農家と個別農家、家族経営体、こういったところに対し、どちらの方向に集積、集約を進めていくのか。そこに対しての答弁をお願いします。

○木下信博農業振興課長

今後は、集約というのも大事なことだと思っておりますけど、集約をすれば、農地の交換等をしなければこの集約というのはできないのかなと思っております。集約される、する側も、どちらもメリットというのがなければ集約はなかなか難しいのかなと思っておりますけど、この集約につきましては、法人、個人どちらにも集約に対する考え方というのは同じものじゃないかなということで思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

どちらかと言われてもということですよ。この農地をできるだけ近くに構える、1つに大きく構えるということは確かに必要であることでして、今法人化というものが各地でなされているわけで、それが集積としてがばっと集まったわけでございませけれども、法人の中に対して、集積はしたものの、法人の中の人材の問題だとか、こういったところが、人材不足ですね、簡単に言えば。人材不足は解消しているのかどうなのかというところが気になるところで、どのような形で運営を今現在されているのか、そういったところを少しお聞かせください。

○木下信博農業振興課長

法人の人材不足につきましてですけど、元来集落営農を法人化する目的の一つは、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより離農者の増加が予想される中、任意組合である現在の集落営農組合では農地の受け手とはなり得ないということから、集落営農が法人化することによって、より信頼できる農地の受皿となることが可能でございます。ただし、議員がおっしゃるとおり、集落営農を法人化したとはいえ、その構成員であります農業従事者につきましては減少傾向であるということは確かでございます。集落営農法人といえども、その人材というのは潤沢ではないのかなと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

そうですね。実際、法人化、巨大に集積をされているわけですが、結局のところ、人材不足が解消しないと、集積はしたものの耕作できる方が少なくて、作る人、オペレーターだとか運営していく人たちの面積が膨大になってしまって、結局手が回らないという悪循環に陥る可能性すらあるわけですよ。じゃあ、それをどうするのかとしたとき、まだまだ私は個別農家、法人化に入っていないところの個別でやられている農家とか家族経営体とか、そういったところにまだまだ大きく展開したいとか、夢を持って、希望を持ってやられているところだとか、まだ余裕がある、キャパがあるというところに、そういう問題を抱えているところがあるなら、個別農家に業務委託をして、お互いによくなる、法人ががばっとあるのを、人材不足が問題であるなら、ちょっとしばみましよう。その分を個別農家さんをお願いして、ちょっとずつ大きくしてバランスを取る、それがうまく回れば、お互いに効率もよくなるし、時間ができたりすれば、今後の経営とかに対しての考え方なんかもしっかり将来を見据えて考えられるんじゃないか、そういう状況に持っていくべきではないかというふうに思いますが、そここのところをお願いします、どう思われるのか。

○木下信博農業振興課長

集落営農法人の農業従事者やオペレーターの人材不足につきまして、このまま手を

こまねいて何も対策をしなければ、農業従事者のさらなる減少に歯止めがかからなくなりまして、地域農業が衰退することの予想が要因ではないかということで考えています。また、大規模の個別農家につきましては、現在の規模で手いっぱいという方もいらっしゃるし、後継者が決まっておらず、高齢化を迎えるケースもあるということで考えています。離農などによる農業従事者の減少の問題は、法人、個別農家に関わらず降りかかっている重要な課題ということで認識をしております。このため、議員がおっしゃるとおり、集落営農法人と個別農家が農作業の受委託などで労働力の相互補完などを行いながら白石町の地域農業を守っていく、そうしたことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

国の食料・農業・農村基本計画の中の望ましい農業構造の姿というところの中に、法人化というところプラス家族経営体、また規模の大小を問わず、これからは多様な農業経営体を地域を支える重要な経営体として一体的に捉え、支えていくというふうに盛り込まれて、変わっているところがございます。ですから、大きいところだけがという考え方ではなくて、個別の農家さんたちも合わせた補完するやり方でバランスを取っていくということは大切なことだろうというふうに思いますので、ぜひそのような相談があったときだとか、悩まれていたときは、そのような方向もありますよというふうにアドバイスをしていただければというふうに思い、次の質問、2項目めの質問に移りたいと思います。

2項目め、子育て支援についてということで、県内多くの市町においては、出生祝い金制度を創設するなど、独自の子育て支援制度を充実されている、については若者世代が居住地を選択する際にも大きな影響を受けているものと思われる、本町の出生祝い金に対する考え方について問うというふうに質問事項に挙げておりますけれども、ここは私の周りで子どもが生まれたのに、どここの市町はあるのにというふうに、聞かれてなのか比べられてなのか、そのような相談がここ何年かのうちによく聞くようになって、結局そういう思いでおられるのが、出生祝い金が白石は何でないんですかというふうに普通にみんなから言われるようになって、どうしたものかと思って、ここの考え方、この祝い金に対してどう考えられているのか、まずお聞かせください。

○坂本博樹保健福祉課長

この出生祝い金につきましては、現在県内で出生祝い金制度がある自治体は6町であるというふうに認識をいたしております。本町における子育て支援策を検討するに当たりまして、以前この祝い金制度につきましても協議をいたしたところでありまして、白石町の子ども・子育て会議の中で協議をしたという経緯がございます。そのときの委員の方々からは、一時的には家計を助け、ありがたいと思うけれども、その分ではほかの子育て支援を充実して、よりよい子育てしやすい町になってほしいとか、子育ての長い期間を通した支援策がよいのではないのか、また祝い金よりも子育てしやすい環境を整えるほうが有効的であると思うという、そういった意見が多くございま

した。また、この出生祝い金制度については、定住対策のための施策の一つでもあろうかと思いますが、ある程度期間を経て転出されるという、そういった場合もあろうかと思っております。子育て支援にはいろいろな支援策があると思っておりますけれども、この出生祝い金制度につきましても、子育て支援策全体の中で、財政状況等も十分考慮しながら検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

子育て支援、その全般に対して振り分けられたというふうなことです。ただ、ここに関しての認識の問題、意識の問題と申しますか、そういったところの周知というものがもう少しなされれば、こういう声も少なくなるんじゃないかというふうにも考えますけれども、ここは先ほどの話と同様、次の質問ですけれども、学校給食費の無償化のことで、これも周辺の保護者の方からの声が上がったことなんですけれども、新型コロナの支援策として、今度学校給食の全学年無償化ということで町のほう支援をされたわけですね。今まで、6年生と中学3年生の保護者には随時出されている、無償化されているということなんですけれども、そこの保護者側から、全学年無償化になるならば、私たちは何か別のものがあるんでしょうかというふうなことです。本来受けられるべき、享受がなくなったというふうな捉え方ですか、そのような声を多く聞いたものですから、そこに対して無償化の在り方というか、そこはどう考えるのか、答弁をお願いします。

○出雲 誠学校教育課長

学校給食費は、学校給食法第11条第2項で、学校給食の施設、設備に要する経費並びに運営に要する経費以外は保護者負担となっています。本町の給食費は、食材に係る分のみ保護者より給食費を頂いておりますが、小学生で年額4万6,200円、中学生で年額5万3,900円となっております。また、平成28年度から子育て支援を目的としまして、中学校や高校入学の準備と経済的負担が大きい小学6年生、中学3年生について、給食費を無償化しております。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校を長期間臨時休校したこと、子どもたちが家庭にいる時間が増え、食費など、家庭の経済的負担が増えたこと、また子どもを見るために仕事を休まれた方など、収入減少等も考慮しまして、緊急的な支援として全学年の給食費を無償化いたしました。コロナ禍による全児童・生徒の保護者への緊急的な支援ということで御理解をいただけないかと思っております。

○重富邦夫議員

確かに、ありがたい緊急的な支援でありましたけれども、そもそもこういう声が上がるといことは、祝い金の部分でもそうなんですけれども、結局のところ税徴収、また税の使い道、こういったところの意識そのものを考える必要が大切になってくるんじゃないかというふうに思います。現在の税金に対する意識としては、結局国税で

も県税でも町税でも、税金を払ったら、その払った時点でばんと線を引かれてしまっているわけなんですね。私たちは税金を払ったから、あとは行政、または議会、ここで何とかしてくださいというふうなことです。そういうふうになってしまっている、こういった状況では、税金の効力が失われているんじゃないかというようにも考えるんですね。本来、税金のあるべき姿とは、皆さんの共通の問題に対して、税金としてお金を預けてくださいと。それを解決するために、こちら側で仕組みを作りますから、考えますから、支払った上で、税だけ、お金だけでは別に解決もしませんし、垂れ流すという形では何も解決しないわけですから、どうか運用することに協力をしてくださいということで、こういった町民の意識形成、そういうことがなされなければ、税として有効に活用できないというふうに思います。また、こういった環境を同時に整えていく必要があるし、そこの意識をどう持っていただくのかということも同時に必要になってくるし、自らが納得して支払いをしていただく、このような財源確保ということまで考えていく上で、子育て支援というのはいろいろな、町としてもいろいろな支援をやりたいけれども、財源不足というのが実情にあると思います。数年前、国のほうで子ども保険という話が出たことがありまして、その話を聞いたときは、私は年金があるなら子どものためのものもあってほしいともものすごく期待した記憶がありますけれども、本来このような形で国のほうが制度化してしっかりやってくれなければいけないだろうと私は思ってるんですけども、なかなか進まず、町内の皆さん、年齢も問わず、男女も問わずなんですけれども、誰に聞いても、結局のところは人口が減っている、若者が流出している、子どもの生まれる数が少ないなど、危機的状況として共通認識を持っておられるわけなんですね。だったら、より若者が定着する、子どもが生きやすい、育てやすい、先ほどの保健福祉課長の答弁の中にもあります、そういった環境づくり、そういったことをやるために町独自でも、月々200円、300円でもいい、子ども保険という形での導入、独自でやることを検討するべきではないかというふうに考えますけれども、これに対していかがお考えですか。

○小池武敏企画財政課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

私ども行政の立場といたしましては、町民の皆様から税という形で資金を託されておりまして、これにつきましては最大限公共の利益に資するような行政サービスに努めていく必要がございます。また、議会のほうでは、行政サービスが適正かつ適切に行われているか否かをチェックしていただきまして、町民の皆様からの御意思が行政に十分反映されているかというようなことを町民のほうから負託をされておると理解をいたしております。したがって、行政と議会は町民の皆様に対して、その政策についての説明責任を十分に果たすことが求められているというふうに考えております。

議員がおっしゃるとおり、特に直接的な負担となります税金の使い道に対する町民の皆様への関心は高いわけございまして、町といたしましても常に各種施策の有効性、あるいは必要性についてはもっと積極的に情報発信を行いながら、住民参画型の町政につきましても、今後さらに努力をしていく必要があると考えております。

次に、提案をいただきました子ども保険というようなイメージでの子育て支援策について考えられないかという御質問かと思えます。

まず、子ども保険につきましては、国のほうでも平成29年頃に議論をされていた政策であったかと思っております。内容を整理させていただきますと、子育てを社会全体で支えていくという理念の下、年金、医療、介護に続く新しい社会保険といたしまして、企業や労働者から社会保険料を上積みして徴収をし、保育や幼児教育の負担を減らすために使う仕組みといたしまして、具体的に申しますと、社会保険料率を段階的に0.5%まで引き上げるというふうなことで徴収をし、財源はこれによって約1.7兆円に上るといふ、そういったことで小学校の就学前までのお子さんに対しまして月額2万5,000円程度支給することができるという政策案でございます。現時点ではまだ実現には至っていないというふうな状況でございます。

例えば、この子ども保険のようなイメージを本町の政策に置き換えて考えてみた場合に、町の世帯全体に対して、白石町の未来を担う子どもたちを町民全員で支えていきたいと思いますというふうな合意形成を図りながら、寄附金や協力金といった形で御負担をいただき、子育て支援事業の財源として活用させていただくというふうなイメージでないかと思えます。

ただ、これにつきましては、子育ての世帯だけでなく、あらゆる世帯の方が町の中にはいらっしゃるわけございまして、合意形成でありますとか制度設計につきましては、町単独で取り組むのにつきましてはなかなか、いろんなハードルが高いのではないかというふうな認識でおります。しかしながら、我々といたしましても、議員おっしゃるとおり、若い世代が安心して働き、出産、子育てがしやすい社会環境の実現に向けての取組は、一層強化をしていく必要があると考えております。

今後は、特にふるさと納税などの自主財源の確保を強化しながら、その限られた財源を有効的に子育て支援事業へ重点的に配分していけるような施策を今後展開していく必要があると考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

確かに財源不足の中で子育て支援をしていかなければならないというところ、しかし財源がないから何もできないでは、だんだん減っていくばかりでどうにも止められないという状況というのから脱したいんですね、どうしても。ですから、今のような提案をさせていただいたわけですが、全体として制度設計は難しいと。確かに、難しいことでしょう、これは。いろいろな目線の方、立場の方、年齢だとか何だとか所得だとか、いろいろな方がいる中でということでございますので、今現段階では、確かにそのものを応援してくれるふるさと納税だとかクラウドファンディングだとか、また募金だとか、こういった形での財源確保というのが有効的なのかも分かりませんが、いろいろな方法があるという目線で今後も考えていただきたいと思います、次の質問に移ります。

それでは、3項目め、ペットの飼い主に対する意識の醸成についてということで、2問質問項目を挙げていますが、今度の台風のときに避難が多かったと。その避難が

多かった中での相談であったんですけども、避難をしたいけれども、しなければいけないけれども、ペットがいるからどがんすきよかねというふうに相談を受けて、ペットがどがんすきよかですかというふうに、私もそこで端的に答えることができなかったんですけども、まずここ、避難所に対してペットの受入れ体制というのはどのようななされているのか、お聞かせください。

○千布一夫総務課長

避難所でのペットの受入れ体制についての御質問でございますが、災害時の避難所でのペットの受入れにつきましては、本町はもちろんでございますが、全国的な課題だと認識をしているところでございます。ペット避難所の体制整備につきましては、近年の災害の多発化、それから大規模化に伴いまして、これまでも役場内の会議等で度々検討を行ってきたところでございますが、様々な検討課題によりまして、現在のところ実現には至っていないというところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、その相談があったんですけども、役場のほうにも避難時のペットに対する相談件数というのは、実際どのくらいぐらいあられたんですか。

○千布一夫総務課長

本年の9月のときの台風10号接近に伴う避難所開設時での件数でございますが、ペット避難に関する電話での問合せを8件いただいております。

以上です。

○重富邦夫議員

8件。最近では、予想をはるかに超える自然災害というのが多発をしている中でございます。白石町民の皆さんも避難に対する意識というのは、前よりも高まってきているんじゃないかと思うところでもあります。自治体が発令する避難情報だとか、こういったところの法的拘束力、法的強制力、こういったところはどこら辺まであるのか、そこをさわりの部分だけでもいいです、少しお聞かせください。

○千布一夫総務課長

避難情報につきましては、災害対策基本法に基づきまして、市町村長の判断により発令することとなっております。町が発令する避難情報は、大きく分けてレベル3の避難準備・高齢者等避難開始、それからレベル4の避難勧告、そしてレベル5の避難指示の順にレベルが上がるほどより強い発令となります。ただ、避難情報につきましては法的な強制力はなく、罰則規定もございません。しかしながら、被害が想定される危険な状況を対象地区の住民の皆さんに直ちに知らせ、安全な避難を促すための発令でございますので、発令された場合、自らを守る最善の行動を取っていただくように、今後も啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

では、先ほどの避難時のペットに対する相談ということで、実際は避難をしたいけれども、ペットがいるから避難できない、こういったことに陥ってしまっただけは、私はどうしようもないと思うわけなんですね。そういった声を聞いてどう捉えるのか、お願いします。

○千布一夫総務課長

台風10号接近時でございますが、本町でも10か所の避難所を開設いたしまして、約2,000名の方が避難をされたところでございます。後日、避難所対応職員からの聞き取り等を行いながら、事後の検証、それから検討を行いましたところ、ある避難所ではペットを連れて避難してこられ、避難所の駐車場の車中でペットと一緒に避難をされた方がおられたということもございました。今回の検証、また町民の皆様からの要望等と受けまして、改めて本町における喫緊の課題であるというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

では、喫緊の課題だと。じゃあ、今後災害というのが来た場合、上記の課題、今後の課題と対策というのはどのようにされるおつもりなのか、お願いいたします。

○千布一夫総務課長

先ほど少し御答弁いたしました。現在のところ避難所ではペットの受入れは行っておらず、飼い主の方にはペットホテルの利用や、また安全な場所に居住されている知り合いの方などに預けていただくなどの自助努力をお願いしているところでございます。ペットの避難につきましては、数年前から役場内でも検討を行っているところでございますが、ペットの避難場所やスペース、それから感染症やアレルギー対策、それから鳴き声や臭いによるほかの避難者とのトラブル、また不慮の事故、職員体制など、問題点も多く想定され、実現には至っていない状況でございます。

災害時に行政が行う支援、公助では、人の救護が基本であることから、災害時のペット対応につきましては飼い主による自助が基本になると考えております。ペットを飼われている御家庭には、台風などの避難時だけではなく、地震など、突発的な災害が発生した際にペットをどうするのか、事前にシミュレーションしていただくなど、自己防衛の意識を持っていただくことが大事だとも考えております。町としましても、ペット避難の受入れ体制の整備につきまして、引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

このペットについては、様々なハードルがあるんだろうと思います。

次の質問に、同じペットのことで移りますけども、今年行方不明になったペットを拾ってしまって、その飼い主を探そうというふうに首輪を見たら、登録証が外れてたんですね。それで、どうにも探すことができず、いろいろな人に聞いたんですけども探すことができず、役場のほう、杵藤保健所、警察と連絡をしたんですが、ペットが行方不明になったときにどこにも電話しなきゃいけない、同じようなことをやってるんですよ、みんな行政機関がですね。別々で。これがどうにも、1つにできないものなのか。電話1本ここにかければ、後はみんな情報共有できますよというふうな、そういった形にならないものなのかという疑問を抱きましたので、そこに対しての答弁をお願いいたします。

○片渕 徹生活環境課長

犬や猫のペットが行方不明になり、飼い主のほうから本町に相談された件数は、年間で20件ほどございます。また、ペットの中でも本町で保護した迷い犬の件数については、昨年度は12件、今年度は10月末現在で9件となっております。

なお、他の市町で飼われている犬が本町内で迷い犬として保護されるケースもございます。議員が言われますように、ペットが行方不明になった際、飼い主の方は町や警察、保健所などへ連絡されますが、現状、これら関係機関での情報共有の仕組みについてはできていないところでございます。今後、関係機関や他市町との横断的、広域的な情報共有の仕組みができないか、担当者会議などの際に提案を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

ペットに限らず、これは人の行方不明というところも結局同じことですので、そういった分野で情報共有をしていただいて、一元的に管理できるようなシステムが構築できればという、そうすれば町民の皆さんも利便性を享受できるんだろうと思います。そういったことをお伝え申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

初めに、情報通信基盤の整備についてお伺いをいたします。

質問のとおり、地域情報通信基盤整備推進交付金事業によりケーブルテレビ網の整備が完成しました。平成23年9月1日より、民間事業者によってサービスが開始されたところでございます。本町においても、地上放送の難視聴地域が解消されるとともに、ケーブルインターネット接続サービスや行政放送の充実が図られてきたところでございます。現在までのケーブルテレビ放送への加入世帯数と加入率についてお伺いをいたします。

○千布一夫総務課長

本町のケーブルテレビ事業につきましては、平成21年度から国の地域情報通信基盤整備推進交付金事業を活用しまして、町内への高速インターネット網の整備や地上波デジタル放送の安定的な受信環境の整備、それから各世帯による身近なテレビを利用した新たな情報伝達手段の一つとして整備を行っております。議員がおっしゃいましたとおり、平成23年9月より地元ケーブルテレビ事業者によるサービスが開始されております。加入世帯数と、それから加入率でございますが、ケーブルテレビ開始当初は、町で整備した地域では加入世帯数が941世帯で、加入率20.8%からスタートをしております。その後、徐々に加入世帯数が増えまして、令和2年10月末の段階では加入世帯数2,707世帯、加入率は約59%となっております。

なお、民間事業者が整備しました地域まで含めた町全体としてのケーブルテレビへの加入は4,813世帯、約62%となっております。また、平成29年度に整備しましたケーブルテレビ網を利用した緊急告知端末の設置につきましては、希望された世帯3,630世帯に設置をしまして、JAの新グリーンネットと合わせますと、町内の約72%の世帯で告知端末による緊急放送を行っているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

1つお伺いします。

加入率が、現在59%ということですか。近々の加入率の推移が分かれば、現在加入率がどれくらいあるのか。止まっているのか増えているのか、分かれば。

○千布一夫総務課長

加入率の推移でございますが、手元に持っている資料で申し上げますと、この資料では平成31年4月、昨年4月からの分で答弁をしたいと思います。

平成31年4月時点での加入率が、60.92%でございます。先ほど答弁いたしました本年令和2年10月時点で62.66%ということで、この1年間の中では微増という状況ではございます。

○溝上良夫議員

次に移ります。

この情報通信基盤整備、これまでの行政放送に関し、本町と民間事業が要した費用についてお伺いします。

○千布一夫総務課長

情報基盤整備事業に関する経費につきましては、資料請求もあっておりますので、資料に基づきましてお答えをいたします。

初めに、1、情報基盤整備事業の整備に関する歳入歳出を御覧ください。

これは、平成22年度の国の補助金を活用して実施したケーブルテレビ施設整備に係る事業でございます。歳出は、施設整備工事費などで歳出総額は約7億8,600万円で、歳入は国の補助金で同額の7億8,600万円となっております。

次に、2、情報基盤整備事業の運用に関する歳入歳出について御説明いたします。

平成22年度から令和元年度分までの情報基盤の運用に要した経費でございます。

ケーブルテレビ施設の電気料やケーブルの電柱への共架料等で毎年1,000万円前後の歳出があつておりました、その経費につきましては歳入欄に記載しておりますが、ケーブルテレビ事業者から物品貸付料として御負担いただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、3、ケーブルテレビ行政放送に関する経費につきましては、平成23年度から行っているケーブルテレビでの行政放送に要した経費であります。

当初は、毎年150万円前後の経費でございましたが、平成28年度からはよりよい行政放送を目指して、専門業者への委託による放送番組作成に取り組んでおりました、600万円弱の経費となっております。

最後に、4、緊急告知端末の整備に関する経費でございます。

平成29年度にケーブルテレビ網を利用した緊急告知端末を整備いたしましたが、歳出総額は工事費で約1億800万円となっております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この資料に関して、1つお伺いをいたします。

運用に関する歳入歳出の平成23年度のケーブル整備事業委託料136万6,000円、それと平成24年度と26年度にケーブルテレビの町工事負担金33万円と79万2,000円、それと機器保守委託料、これが平成29年度をもって終わっております。この理由を併せてお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

まず初めに、平成23年度のケーブル整備工事委託料136万6,000円についてお答えします。

これにつきましては、平成23年度に役場白石支所跡地に分譲地を整備いたしました

が、その際にケーブルテレビの施設を整備するために支出した工事委託料でございます。

それから、平成24年度と平成26年度のケーブルテレビ町工事負担金につきましては、ケーブルテレビへの新規加入に伴い、新たにケーブル配線が必要になった工事について、ケーブルテレビ事業者が負担すべき額を差し引いた残りの分を町工事負担金として支出しているものでございます。

それから最後に、機器保守委託料でございますが、ケーブルテレビ放送を行うに当たり、町で機器を整備し、そして安定化を測るために、平成23年度から町で費用を負担して、機器の保守を行ってまいりました。その後、ケーブルテレビの運用開始後、数年を経過し、老朽化した機器につきましてはケーブルテレビ事業者の負担で新しい機器へ更新を行っておりますので、平成30年度からは町としての機器保守に伴う費用負担がなくなっているという状況でございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

今の説明で、ケーブルテレビの町の工事の負担金の部分ですね。事業者負担は幾らぐらいただったんでしょうか。

○千布一夫総務課長

工事費でケーブルテレビ事業者の負担の割合についての御質問でございますが、かかった経費が50万円以内の分につきましてはケーブルテレビ事業者が支出することになっております。50万円を超えた場合は、超えた分が例えば60万円としますと、50万円までがケーブルテレビ事業者、超えた10万円の分が町の負担という取決めになっております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この50万円なんですが、IRU契約といいますか、その中に盛り込んであるというふうに思いますが、この50万円の根拠、ほかの委託というか、ほかのところもそういうのが出てきますよね、施設の工事の50万円以上は町が負担すると。そういうふうなところ、IRU契約でこういうふうな決め事をしているのかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

先ほど答弁いたしました50万円に係る負担の割合のことにつきましては、直接IRU契約、賃貸借契約の中にはうたっておりません。また別で覚書として交わしているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

次に、ケーブルテレビ事業者とは平成23年度から公設民営 I R U 契約を締結されているところでございますが、今年度末に10年間の契約の期限を迎えるわけですが、当該契約のメリットと今後の契約更新についてお伺いをいたします。

○千布一夫総務課長

平成23年9月からケーブルテレビ事業者と公設民営による白石町情報基盤賃貸借契約、先ほど申し上げました I R U 契約を締結しまして、町が整備したケーブルテレビ施設を活用してケーブルテレビ事業者によるサービスが行われております。

この契約のメリットとしましては、公設公営の場合と比較しまして、町としての費用負担が少ないこと、また専門事業者で管理運営を行うので、日常のサービスの提供や、事故などが発生した際の対応など、管理運営が円滑に行えるなどのメリットがございます。しかしながら、ケーブルテレビの施設整備後10年を経過しようとしておりまして、一部の設備につきましては耐用年数を経過してきております。今後、ケーブルテレビ設備の老朽化による設備の更新が多額の費用負担となることが課題となっております。

また、国からは今年度になりまして、ケーブルテレビ等の公設の設備で光ファイバーや、その関連設備を保有する自治体において、必要に応じて事業者への公設設備の民間移行を協議していくように、公設の光ファイバーケーブルと関連設備の民間移行に関するガイドラインが公表されております。今年度3月末で10年間の白石町情報基盤賃貸借契約、I R U 契約が満了となるわけでございますが、来年度も現状の賃貸借契約を継続させていただき、ケーブルテレビに加入されている住民の不利益にならないよう、本町が所有しているケーブルテレビの公設設備について、今後の機器更新や民間移行に向けた協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

今の答弁の中の、公設の光ファイバーケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドラインについて、詳しい情報があればお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

ガイドラインの詳細についての御質問でございますが、本年5月に国から、地方における将来のさらなる人口減少等を見据え、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体が保有する光ファイバーケーブルと、その関連設備の円滑な民間移行に向けて、基本的な考え方や協議の進め方、それから留意すべき事項等を示した公設光ファイバーケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドラインが公表されました。このガイドラインでは、公設設備を保有する自治体は、財政的負担や人的負担、それから災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましいとされております。また、公設設備

の民間移行につきましては、国の補助金で整備をした設備であっても、整備完了後10年以上経過した設備の無償譲渡については、国へ報告することで民間事業者へ譲渡することが可能とされております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

国の補助金を使っての事業を民間に譲ることができるというふうな解釈をしたんですが、これに関して、ガイドラインだからいろいろなことは分からないでしょうけども、この民間移行にするに当たり、新たな国の補助とかなんとかはないわけですか。一切ないということでもいいんですかね。

○千布一夫総務課長

民間移行をする際の補助金があるのかないのかといった御質問でございますが、その点に関して詳しい情報を今のところ持ち合わせておりません。今後もどうなるかわかりませんが、現時点におきましては、そういった補助金というのはないのかなというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは、次の質問に移りたいと思います。

近年では、スマートフォンやタブレット端末などにより、インターネット回線を利用する方が増加しているわけでございます。多額の費用を費やして整備してきたケーブルテレビ網は、住民生活に寄与するように今後活用していかなければならないというふうに思うところですが、これからの活用の方策についてお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

国では、超高速の移動通信システム5Gや現行のハイビジョン映像を超える超高画質の映像4K8Kの普及のための施策が行われております。このようなサービスを受けるためには、高速で大容量のデータを送受信できる光ファイバーが必須となってきます。そのため、国からも各自治体へ光ファイバーの整備が促されております。現在、町のケーブルテレビ施設につきましては、一部光ファイバーが整備されておりますが、大部分は同軸ケーブルとなっております。今後、町の情報網のインフラとしましては、多様化する生活様式や住民や企業から様々な要望に今後対応し、ケーブルテレビ施設を利活用していく上でも、民間事業者と協力しながら、ケーブルテレビの光ファイバー化の整備、防災や福祉など、新たな住民サービスの模索など、様々な観点から検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

情報基盤整備、大事な部分だと思います。これから特に大事な部分になってくると

思います。慎重に御検討をお願いして、次の質問に移ります。

町道、農道、水路のり面等、土地改良施設の維持管理についてお伺いをいたします。

農地に付随する農道や水路の適切な維持管理については、農家や地域による協働活動により支えられているというふうに考えます。農家の高齢化や大規模化、集落の人口減少により、将来の維持管理に支障をきたすおそれがあるのではないかと危惧しているところでもあります。現在の維持管理の状況と課題についてお伺いをいたします。

○笠原政浩農村整備課長

まず、農道、水路などの土地改良施設の維持管理の状況ではありますが、白石町における農道の総延長は約363キロメートル、水路の総延長は約627キロメートルが整備をされております。基本的な管理の区分は、農道は町のほうで管理を行っております。水路は、基幹的な水路といたしまして有明水路約10キロメートル、及び幹線的な水路として地盤沈下対策水路約160キロメートルを町のほうで管理をいたしております。支線用排水路及び小排水路約457キロメートルを白石土地改良区のほうで管理がなされているところでございます。有明水路を除く施設につきましては、大きな補修等は管理者が、また軽微な補修等につきましては多面的機能支払交付金事業に取り組む組織など、地域の方々と連携しながら管理に努めております。特に、農道、水路のり面等の除草、草払いにつきましては、以前から田頭の方々や年数回程度実施されますクリーン・デー作業、さらには多面的機能支払交付金事業の一環としてなど、地域住民の方々の共助という形で除草等をはじめとする維持管理活動をしていただき、改めて農村地域のコミュニティが十分活かされているのではないかと思います。

次に、維持管理の課題についてであります。施設の経年劣化などによりまして、補修等の箇所数の増加や作業員単価の上昇によりまして、補修に要する予算の確保が厳しくなる傾向にあります。また、地域の方々と取り組まれている草払いなど、軽微な作業については、作業従事者の高齢化や集落内の人口減少に加え、参加協力の希薄化などが見られ、作業に当たってくださる方々の負担が大きくなってきているのではないかと感じているところでございます。

農村地域におきましては、農道や水路などの土地改良施設は地域の重要な生活の営みを図る地域資源の一つといたしまして、今後も地域の方々と土地改良区などと連携を図りながら、施設の維持管理や環境保全に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○溝上良夫議員

農道のり面の作業についてですが、農道と水路のり面の維持管理について、多面的機能支払交付金による整備が最も効果的だというふうに思いますが、この農地、水で組織境の管理の整備が問題になっているというふうに思っています。これについて、対策があればお伺いいたします。

○笠原政浩農村整備課長

多面的機能支払交付金事業に取り組む組織境の農道や水路で、管理できてないところ

ろがあるというのは承知をいたしております。これは、隣接する組織間の調整がうまくできていないのではないかと思います。今後は、このような問題がある組織との協議、調整を行いながら、円滑な維持管理が進められるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

次に移ります。

多面的機能支払交付金、農地・水の事業と、住民協働での道路等の環境整備事業の状況についてお伺いをいたします。

○笠原政浩農村整備課長

まず、私のほうから、多面的機能支払交付金事業の状況について御説明いたします。

本年度、町内で多面的機能支払交付金事業に取り組まれている組織は、農地維持協働活動それぞれ66組織、長寿命化の活動に52組織が取組をされ、地域の維持活動を進めていただいております。この事業は、平成19年度より農地・水環境保全向上対策事業として始まっておりまして、平成26年度には現在の多面的機能支払交付金事業へと移行しており、平成27年度には農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律によりまして、法制化された日本型直接支払制度事業の一つの事業ということで位置づけられているところでございます。この事業の目的は、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るため、地域資源の基礎的な保全活動及び地域の農地、水路、農道等の資質向上を図るための協働活動や施設の長寿命化のための活動に対し支援する事業で、各組織が地域の共有する施設を地域の考えで主体的に維持管理や整備を図ることができる事業となっており、農村地域の環境保全や地域コミュニティの醸成に大きな役割を果たしていると思われ、この事業を継続することが農村地域にとって最も重要になるのではないかと思います。

以上です。

○喜多忠則建設課長

建設課所管の白石町住民協働環境整備資材等支給事業は、平成26年度から実施されている事業でございますが、この内容は、地域住民の生活環境を整備し、住みよいまちづくりを推進するため、住民自ら施行する工事に町が資材、機械借り上げ料等に係る経費を支給するという事業でございます。このことによりまして、地域住民の和と絆を構築し、もってよりよいまちづくりに資することを目的として、平成26年度から令和元年度まで延べ73地区で取り組まれております。

なお、令和元年度からは、要望地区が多いことにより、やむなく順番制によって順次工事を行っていただいております。

次に、白石町道路等環境整備事業については、平成17年度から地域の生活環境の整備を図る目的で、日常住民が利用する道路や水路の公共施設を、地区の住民が賛同し、地区が直接施工する工事の経費に対しまして、町が補助を行っております。平成17年

度から令和元年度まで、延べ57地区で取組をいただいております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

まず、多面的機能支払交付金について、何度か説明を今まで受けてきましたけども、将来的な予測、今後いつまで継続される予定なのか、分かっている範囲で答弁をお願いいたします。

○笠原政浩農村整備課長

先ほども申しましたが、多面的機能支払交付金事業につきましては、平成27年度に法制化された事業でありますので、法律の廃止等がない限りは継続されていく事業であると思われまます。ただ、交付金の単価等につきましては、適時変更が行われるのではないかと考えられます。

以上です。

○溝上良夫議員

併せて建設課長にお伺いします。

この住民協働道路等環境整備事業、これは有意義な事業だと私は思います。これはいつまでの予定で考えておられるのか、お伺いをいたします。

○喜多忠則建設課長

この事業につきましては、道路に限らず、公共施設周辺に繁茂する雑草当たりが多く見受けられるところは、景観上は言うに及ばず、交通安全上や防犯上、防災上、また環境上、あるいは健康上の様々な支障が生じることが懸念されます。道路等の維持管理については、道路交通の安全確保などの観点から、適切な管理が要求されております。したがって、この事業については、私どもとしてもなるべく継続しながら事業の推進を図っていきたく思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

最後になりますけども、農家による除草作業で、地域において協働事業を実施される際、けがなどの問題が発生したときの対処についてお伺いをいたします。

○笠原政浩農村整備課長

地域におけます協働作業時に発生する軽微な事故などは、除草作業時に多く発生する傾向がございます。人力で行うと、重労働である草刈りを動力で行うことができる刈り払い機、草刈り機は、便利で身近な農機具でございます。しかし、高速で回転する刈り刃が露出しているため、十分安全に留意して使用しないと危険です。消費者庁のほうには、刈り払い機を使用中の事故の情報が平成27年4月から令和2年3月末までの5年間で88件寄せられているところでございます。刈り刃への接触や巻き込まれ

による事故が半数以上を占めており、手指の切断など、重大な事故が発生しているようでございます。このほかにも、報告が上がってきていない軽微な事故等も多数あるのではないかと考えられます。

このようなけがや事故の発生を未然に防ぐには、作業従事前に作業で使用する機械、器具を安全に使用するため、機械等の事前点検や使用方法について十分理解することが重要であると考えられます。町では、草刈り作業の参考となるマニュアル等も準備いたしておりますので、多くの方々に活用していただきたいと思います。また、来年度は刈り払い機の講習会の開催なども現在検討しているところでございます。作業を行うに当たり、けがや事故などの危険な場合も想定できますので、万が一のけがや事故のために、傷害や物損の保険に加入しておくことも必要かと思われまします。農家の営農の活動でのけが等につきましては、営農作業の一環として、個人の共済等での対応をお願いしたいと思います。

地域独自の協働作業クリーン・デー等につきましては、各自治会が加入するボランティア保険等での対応をお願いします。多面的機能交付金事業に取り組む組織につきましては、活動中のけがや賠償事故を補償できる共済といたしまして、JA共済が取り扱っているイベント共済（環境保全プラン）を各活動組織に紹介いたしているところでございます。また、けがや事故の原因に町や土地改良区が管理します施設が大きな管理上の不備による要因があった場合は、管理者である町や土地改良区で対応することとなりますので、御連絡いただければというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

けがに関してと保険に関してなんですが、これは刈り払い機の講習会などを催すというふうに答弁をもらったんですが、労働衛生法が改正されて、草払い機、グラインダー、チェーンソー、そういうふうなものの講習を受けないと使用できないというふうなことが出てきております。今のところは、これに関して利益を生む業者さんのほうでは、必ず講習を受けなさいというふうなことになっております。これがだんだんと普通の農家さん辺りに下りてくると思いますが、高齢化が進むに当たって、若い人はそれなりの運動神経がありますけれども、高齢者の方はどうしてもそういうふうなところでけがをしやすいうふうなこともあります。それについて、もう少し何か方策を考えてらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○笠原政浩農村整備課長

私のほうのところには、県の土地改良連合会のほうからいろんな情報が入ってまいりまして、そういったチェーンソーの講習会だとか、そういったところも多々あっているようでございます。現在、そういった情報が入り次第、各多面の活動組織のほうには情報を提供しているようなところでございます。ただ、なかなか参加がされないというようなことがございますので、来年度は多面の推進事業費を活用しながら、こちらのほうで、町内で刈り払い機の講習会を、手始めにやってみたいというふうに考えているようなところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

あと、一番最後に、けがや事故の原因に町や土地改良区が管理する施設が大きな管理上の不備による原因があった場合は、管理者である町や土地改良区で対応するというふうなことを答弁いただいたんですが、これのどれだけの具合ですね。何か考えてらっしゃいますか。

○笠原政浩農村整備課長

現在、町のほうでこういった公共施設関係の事故等が発生した場合、あるいは土地改良連合会のほうにもそういった保険がございますので、そういったものを活用しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

最後に、町長にお伺いいたします。

町道、農道、水路のり面の維持管理に関して、特に水路のり面の管理について圃場整備以前は、私の考えなんですが、圃場整備以前は水路の管理道路というか、畝ですね。畝を自分の畑として活用されていた経緯から、田頭の管理がなされていたというふうに考えます。そのようなことを踏まえて、今後土地改良施設の維持管理をどのようにして考えているのか、町長の意見をお伺いいたします。

○田島健一町長

土地改良施設の維持管理についての御質問でございます。

先ほど来課長も答弁いたしましたように、町内には農道、水路等々で700キロ近い延長があるわけでございます。このような白石町の土地改良施設というものは、昭和50年代から圃場整備事業や地盤沈下対策事業をはじめとする多くの事業により整備をされておりまして、先人の方々から大切に受け継いでいる貴重な地域資源となっております。このような施設は、地域社会の円滑な環境維持や水害等の自然災害にも的確に対処できる、まさに農業農村の多面的機能を十分に生かすアイテムとしても重要なものであると考えます。このように、貴重で膨大な施設の維持保全につきましては、行政だけの力では難しい面も多々ございまして、地域の皆さん方の共助という形での御協力が不可欠だと考えております。先ほど、課長からの答弁もありましたように、これまでは田頭の方や地域住民の皆さん方の協力をいただいております。今後につきましても、多面的機能支払交付金事業やクリーン・デーをはじめとする農村地域のコミュニティ活動を地域づくりの一環として、各地域で継続的に取り組んでいただけるような雰囲気作りも必要ではないかというふうに思っております。ハード面、ソフト面を総合的に取り組み、これまで受け継いできた地域支援を後世に残してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○溝上良夫議員

圃場整備事業が完了した現在、田頭の人が維持していく意味を明確にするのか、町のように方策を打ち出していくか、近い将来問題になってくるというように思います。そういう時期が早急に来るんじゃないかなということで質問しましたが、これを念頭に置いて、今後農業施設管理について考えを前向きに行ってもらえればというふうに思います。

私の質問は、早いですが、終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝上議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時36分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。

収入保険制度への加入促進について質問をさせていただきます。

この収入保険に関しましては、平成31年3月の議会で詳しく質問をさせていただきました。また、それから日にちがたちまして、現下コロナ禍の中でもありますし、またかなり情勢も変わっておりますので、今回また加入促進について質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、本町の農産物販売額の推移の状況について伺いたいと思っております。

○木下信博農業振興課長

議員より事前に資料請求がございましたので、そちらの資料によりお答えをいたします。

本町の農産物の販売額につきましては、農林水産省統計の市町村別農業産出額推計によりますと、平成26年分が189億1,000万円、平成27年分が196億6,000万円、平成28年分が158億9,000万円、平成29年分が170億8,000万円、平成30年分が153億5,000万円ということで、5か年間の推計ということでお答えいたしました。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほど説明がありましたように、年度によって農産物の販売が変わっておりますけれども、県の農産物の推移でありますけれども、資料を頂きまして見てみますと、平成元年から平成30年の約30年間の農業産出額でございますけれども、平成元年には1,783億円佐賀県内で農産物の生産高がございましたけれども、これが実は30年後に

は1,277億円ということでございます。そのうち園芸物に関しましては、平成元年は621億円、30年には585億円、園芸物に関してはそんなに落ち込んでおりませんが、その他の水稲、大豆、作物がかなり落ちております。約500億円ぐらい落ちているという状況でございます。そういう中で、特にこの30年間を見てみると、大体5年刻みに農産物産出額が下がっております。平成元年から平成5年、平成5年から平成10年、また平成20年までは大体5年刻みぐらいでだんだんと産出額が下がってきておりますけれども、平成20年から平成30年に関しては、下がる率が極端に下がってはおりません。そういうことで、大体5年から10年単位で全体的には下降基調という、農産物の産出額がですね。そういう状況でございます。そういう意味では、今後の予想としましては、かなり農業生産額が低下するのではないかなと、そう予想されております。

その上において、特に就労人口の減少、高齢化、担い手不足、そういうことで佐賀県内においても、白石町でも一緒でございますけれども、約5年間で農業人口、従事者が2割減、そして70歳以上が45%という状況でございます。約10年で3割減っている。この喫緊の5年では、2割は減っていると。そういうことで、急速に農業従事者が減少しているという状況です。これは今後、5年後、さらに倍加するスピードで減少していくのではないかとこの状況でございます。特に、20代は1.3%、それから30代は4.8%、40代が6.9%、50代が11.6%、この60歳までの農業就農者が全体の4分の1、26%でございます。あと、4分の3の方は60歳以上というのが現状でございます。平均が65.9歳。そういう中で、最初に言いましたが、その上にコロナ禍という、こういう状況が、いまだかつて経験したことのない社会情勢になっております。そういう意味では、先の見えない経営をしていかなければならない、また安定していないという状況でございます。また、さらにこの近年災害等も10年に一度とか50年に一度とか言われてますが、10年に一度、下手をすると5年に一度の災害といわれるような災害も今起きております。取り巻く環境は厳しい状況でございますけれども、町長、白石の農業の現状把握をどのようにされているのか、所感を述べていただきたいと思っております。

○田島健一町長

溝口議員からは、白石町の農業の現状を見て所感をということでございます。

これまで国や県において、農民目線で農業政策を打ち出していただいたというふうに思います。そのような中ではありますけれども、先ほど来議員も申されますように、農業後継者は右肩下がりで減少し、また高齢化しているというのが実態ではないかというふうに思います。その原因はいろいろありましようけれども、その一つとして、経営、経済的によろしくないということがあろうかというふうに思います。農家の方々がもうかると思える、また実績を作っていかなければ農業後継者の減少は止まらないんじゃないかというふうに私は考えます。もうかる農業にしていくための施策というものは、農家だけじゃなく、また行政だけでもなく、いろんな産業、業界等との絡みもございまして、簡単ではございません。さらに、現在コロナ禍の中にあり、さらに低迷もしているところでございます。白石町も、全国の農民の方とあまり変わらないというふうに思います。そういうことで、最終的にはJAをはじめとして関係団

体で結束を強くして議論を深め、国、また政府に要請していく必要があるんじゃないかというふうに私は考えます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

先ほど町長が言われました、経営が安定している、収入があるということが、これが大前提だと思います。そういう意味では、収入が不安定である、減収をしているのが現実でございます。そういう中で私が今回質問する収入保険制度について、今農業所得の減収に対するいろんな救済制度がございますけれども、その現状の概要について御説明をお願いしたいと思います。

○木下信博農業振興課長

こちらにつきましても、事前に議員より資料請求があっておりましたので、そちらの資料によってお答えをいたします。

農業所得の減収に対する救済制度につきましては、収入保険制度のほかに類似する制度といたしまして、農業共済制度と米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策というものですけれども、それと野菜価格安定制度というのがございます。まず、農業共済制度につきましては、農家が自然災害に遭ったときに被る経済的損失を最小限にとどめ、経営安定を図るために実施されている国の災害補償制度でありまして、事業主体は農業共済組合で、本町では佐賀県農業共済杵島支所が取扱窓口となっております。農家が災害を受けたとき、その損害を補填して経営を安定させることを役割としています。

なお、加入要件や補填内容、掛金などにつきましては、水稻、麦、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、建物、農機具などの共済ごとにそれぞれ定められています。

次に、ナラシ対策につきましては、農家抛出を伴う経費に着目したセーフティーネットでありまして、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度でございます。事業主体は国でありまして、申請先は佐賀県農協と白石町の農業再生協議会ということとなっております。支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者でございます。また、対象となる農産物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉用バレイショでございます。この交付金の補償額の仕組みは、対象農産物の当年産の販売収入の合計額が5か年の収入額のうち最高年と最低年を除いた3か年の平均額を下回った場合に、その差額の9割が補填されることとなっております。

次に、野菜価格安定制度でございますが、野菜の生産は天候等の影響を受けやすく、そのことにより生じる需給の不均衡から価格が不安定となり、時に暴落したりすることがあることから、野菜の安定的な供給を図り、その価格を安定させるために、計画的な生産と出荷を推進する必要があるとございます。これらの課題をスムーズに推進するために、国や県などの補助を得て、野菜価格低落時の価格補填を行う制度となっております。事業主体につきましては、独立行政法人農畜産業振興機構と公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会でございます。

野菜価格安定制度には、産地の発展段階や対象野菜の種類によって、4つの事業が

ございます。初めに、農畜産業振興機構が事業主体で実施しています指定野菜価格安定事業がございます。次に、佐賀県園芸農業振興基金協会が実施主体で行っています特定野菜供給産地育成価格差補給事業、指定野菜供給産地育成価格差補給事業、県単独野菜価格安定対策事業がございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

分かりました。

では、収入保険制度、今までの共済制度とか畑作共済、これと違った収入保険制度の内容について御説明をお願いします。

○木下信博農業振興課長

収入保険は、令和元年に新たにスタートした制度でございます。白石町では佐賀県農業共済組合杵島支所が取扱窓口となっております。農業共済制度は、自然災害による水稻、麦、大豆の収入減収に対する保険制度、ナラシ対策は価格が下落した際などに収入を補填する制度、野菜価格安定制度は価格下落時に一定基準に基づいて支払われる補給金制度であるのに対しまして、この制度につきましては農業経営全体の収入に着目し、品目の枠にとられなく、それぞれの農業者の収入全体を対象として総合的に対応できる保険制度となっております。

収入保険への加入要件は、前回も申したと思いますけど、青色申告を行っている農業者が対象となっております。加入者が支払うべき保険料につきましては、保険料の50%及び積立金の75%が国庫の財源となっております。補償の基準となる基準収入につきましては、ナラシ対策は、先ほど申しましたとおり、過去5か年中の最高、最低を除く3か年の平均となっております。収入保険制度は過去5か年間の平均収入が基本となっております。

次に、補償内容でございますが、制度スタート時点での補償内容につきましては、当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填させる仕組み、基本タイプ、これのみということになっておりました。しかしながら、令和2年の収入保険において、加入促進のため農業者からの意見を反映させた制度改正がなされておりました。その改正の主なものとしては、補償の下限を新たに設けて、現行より安い保険料率で加入できるようにされたところでございます。補償の下限につきましては、基準収入の70%、60%、50%を補償の下限として選択するタイプが設けられ、従来からの基本タイプと合わせ、加入者は4つのタイプから補償内容を選択することとなりました。

収入保険制度は、掛け捨ての保険方式と掛け捨てとまらない積立方式の組合せで農業収入の減収分が補填されることとなっております。支払い保険料金につきましては、農業共済の資料によりますと、保険料率、保険料、積立金、支払い率のほか、事務費によって算出がなされています。当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填されます基本タイプを例とした場合、支払い保険料率は加入1年目は危険段階区分がゼロとなりまして、国庫補助後の1.08%が適用となって

います。この保険料率は、自動車保険と同じように、保険料の受け取りがなければ1段階ずつ下がっていきまして、10年で半額水準ということになります。保険金の受け取りがあれば、段階は保険金の受け取りの実績に応じて翌年の保険料率が上がってきますけど、年最大3区分までで止まって、最大2.574%となっています。また、保険料は保険方式の補償限度率80%を上限に、積立金は積立方式の積立て幅10%で、また支払い率は90%を上限に選択することができます。例えば、基準収入が1,000万円の農業者が基本タイプに加入され、最高の補償限度額90%、支払い率90%を選択した場合で言いますと、保険料は7万8,000円、積立金は22万5,000円、事務費が2万2,000円の合計32万5,000円が掛金となります。

なお、保険料と積立金につきましては、保険期間開始前までに納付することが原則ですが、農業者の負担を軽減するため、農業共済等の運用も参考としながら、最大9回までの分割払いができることとされています。農業収入が減少した場合の補填金ですが、基本タイプの場合で申し上げますと、20%の収入減少で90万円、50%で360万円、全く収入がなかった場合は810万円の補填がなされる計算となっています。万が一収入が減少した場合、補填金が支払われるのは農業者ごとの収入を税務関係の書類により確認して、補填金が支払われることとなっています。個人の場合で申し上げますと、保険期間の翌年の4月から6月頃、法人の場合は事業年度終了後3箇月から6箇月後に支払われるという見込みでございます。

一方、農業者の中には、自然災害などの発生時に当座の資金が必要となることから、全国農業共済組合連合会の無利子のつなぎ融資も受けることができます。

このように、収入保険制度のメリットといたしましては大きく5点ございまして、1点目として、全ての農作物を対象に自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補填できること、2点目として、農業者ごとに基準収入の9割を下回った場合に差額の9割を上限に補填されること、3番目として、保険料などの50%、積立金の75%が国庫補助であること、4つ目として、保険期間中の大きな損害発生時には無利子のつなぎ融資で対応することができること、5つ目として、令和2年の収入保険から安い保険料で加入できるタイプが創設されたこと、以上のようなメリットが考えられます。

こういった制度改正により、農業者が収入保険に加入しやすくなり、加入者の増加が期待されているところでございます。

○溝口 誠議員

るる収入保険制度の内容について、またメリットについてもお話をさせていただきました。この収入保険は、平成28年9月に農水省から素案ができてきました。この時点では、前回の31年3月の議会でも私は申しましたけども、まだまだ制度としては、素案としては修正をしていただきたいということで、1点目はまず掛金が高いということで、1.24%、保険料が。これは高いということで、これも検討していただきまして、1.08%に下げてくださいました。そしてから、青色申告5年はなかなか厳しいんじゃないかということで、これも緩和していただきまして、1年の方も加入ができますよという制度になりました。最初は5年、絶対5年ですよということで、だけど1年も

よろしいですよ、しかし補償料が若干1年の方は下がりますよということ。そういうことで、青色申告5年が1年になりました。それから、この保険金も掛け捨てだけじゃなくて積立方式との合併方式ができるようになりました。それからまた、基準収入に関しても、ナラシのように5中3でありましたけども、5中5ですね。これをして平準化、農家の個人の年間所得の平準化ができ、現実に沿うような5中5になりました、5中3から。このように、制度を改正、中身を変えていただいて、そして国のほうで29年6月に国会で承認されて、この保険制度がスタートしました。そういういきさつがございます。しかし、スタートはしましたけれども、加入者は1年目少なかったということで、現在でも全国の青色申告をされている方の1割弱という状況で、加入者がまだ少ないということがございます。

当町の加入者の状況はどうでしょうか。

○木下信博農業振興課長

先週、農業共済組合の杵島支所のほうに行きまして、最新の収入保険の加入者数について問合せをいたしましたけど、杵島支所の管内でございますけど、令和2年の加入者につきましては96名いらっしゃいまして、このうち白石町での加入者が70名ということと聞いております。

以上です。

○溝口 誠議員

ちょうど私が約2年前これを質問したときと、あまり変わっておりません。若干増えているぐらいで、前は60何名だったですね。10名ぐらいしか増えていないという状況でございます。先ほど、課長のほうから答弁がありましたように、収入保険制度のメリット、これは何かといえば、農業収入の予期せぬ減少が生じた場合に、品目にとられることなく収入全体を見て総合的な対応を得るセーフティーネットであります。一般的なこれまでの農業共済の対応外であり、十分なセーフティーネットが措置されなかった野菜などの生産販売や複合経営に取り組む場合に、メリットが大いに考えられます。全品目にあると最初ありました。この農業共済制度、これは量が取れなければ補償対象になりません。それからナラシ対策、それから価格安定とも、品目も限られておりますし、農業共済制度ができて70年たっております。これは今までカバーできる分はこれでカバーできたんですけども、今農業も多様化して、いろんな分野が存在してまして、70年前とは違った状況になっています。先ほどあった3つの対策では救え切れないようなところがありまして、そういうことで今回この収入保険制度ができて、全作物がカバーできるような、そういう、ましてや加工品とか、また収入に着目しますので、そういう意味ではすばらしいメリットがございます。

これまで、米、麦、大豆などの品目別対策は地域データを活用されていまして、地域全体での被害が発生しなければ補填が受けられませんでした。収入保険制度は、個人の収入に着目されますので、個人の事情に即応して安心した中での持続可能な農業経営が行われることや、野菜価格安定制度や果樹共済の対象となっていない作物、農産物の6次産業化、加工品にまで、また農産物の販売、輸出、ここにも補償がされ

るという状況。今までになかった大きな救済の範囲が広がりまして、全作物に当てはまるということで、そして安心してチャレンジできるということが一番大きなメリットでございます。先ほどありましたが、1,000万円すれば、約9割を下回ったときに9割補償する。約810万円ですね、最高。810万円補償ができるという、これもただ量とか価格とかだけじゃなくて、いろんな分野で、経営者が病気したときにも出るという。今、コロナ禍でございます。農家の方もコロナに罹患する場合もあるかもしれません。そんなとき、2週間、3週間農業ができない、それで1年間の収入がなくなるという場合もございます。そういう場合も、この収入保険制度は減収した分が補填をされます。そういう意味では、安心して農業ができる、また安心して次の事業にチャレンジができる、そういうメリットがございます。

そういう意味で、農家の安定経営のためには収入保険制度への加入が必要不可欠でありますけれども、当町での取組を伺いたいと思います。特に、今なぜこれを言うかといえば、最初に言うた災害も10年に一度、50年に一度じゃなくて、数年に1回あるという、そういう災害、いつ災害に遭うかも分からない。また、野菜に関しても、今年も野菜が安うございます、年末になりまして。これが今年だけではございません。去年、おとしも年末、破棄しなければいけないような状況でございます。経営的に厳しい状況になってきています。災害、そして価格低迷、そういう意味では、農家の方は悲鳴を上げられているんじゃないか、現状に悲鳴を上げ、そして将来に安心して営農ができない、希望が持てないという状況でございます。そういう意味では、この収入保険制度は内容的にはすばらしい、いまだかつてない、また全品目にもわたるし、網羅的にしてある救済制度であります。そういう意味では、加入するのが必要不可欠であると思いますけど、本町の取組について伺います。

○木下信博農業振興課長

収入保険制度の内容のところでお答えいたしましたとおり、農業共済制度につきましては、米、麦、大豆に係る災害による減収に対応した保険制度、ナラシ対策は、価格が下落した際などに収入を補填する制度、野菜価格安定制度が価格下落時に一定基準に基づいて支払われる保険制度であるのに対しまして、収入保険制度は、先ほど議員が申されたとおり、品目にとられない農業者の経営全体を対象とした総合的なセーフティーネットということとなっております。この制度の取扱窓口であります佐賀県農業共済組合杵島支所のほうでは、制度開始前から町内全農家へのチラシの配布とか後方支援の掲載、JA各生産部会への説明、大規模農家が組織する組織への説明など、複数回にわたり加入促進活動を実施されているところでございます。

また、本年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入減となった農業者への支援策ということで、国の支援事業でございます高収益作物次期策支援交付金が創設されました。これを受けまして、農業振興課が事務局であります白石町農業再生協議会と佐賀県農協が実施主体となり、申請受付を実施したところでございます。申請におきましては、収入保険への加入についての誓約を行うこととされておりまして、これについても加入促進の一つにつながったものではないかと思っております。このように町としましても、農業者の経営をサポートするこの制度につき

ましては、安定的な農業経営には有効な保険制度と捉えており、青色申告の普及推進と併せ、佐賀県農業共済組合杵島支所や関係機関と連携をいたしまして、制度の啓発と加入促進に努めていきたいと考えております。

○溝口 誠議員

先ほど言いましたように、31年3月に質問しましてから約1年半ですけど、まだ若干しか増えていないという状況が現実でございます。この収入保険制度は国が力を入れて、保険料も2分の1、50%国が出しております。積立金に関しましては、75%国が出しております。それから、事務費においても50%、半分。加入に対して、保険の負担に対してかなりの国の国庫補助がっております。それでもなおかつ加入者が少ないというのは、1つ目の大きな理由は、これは収入保険に加入するときに、今は選択ができます。掛け捨てと、それから積立て、加入する方の意思によって。また、先ほどあった新しく制度で、これが発足しましてから、また臨時的にずっと加入する7割補償、それから6割、5割と、私はもう5割でいいですよと、基準収入の中で1,000万円あれば、500万円だけ補償してもらえればいいですよという方もいらっしゃる。そういう7割、6割、5割という制度も設けて、掛金の少ないようなことも農家が選択するように、後づけしてこれが拡充されました。そういうことで、農家の方の実情に合っただけで加入しやすいように制度が改正をされました。また、今度はこのコロナ禍で価格安定基金とこの収入保険、同じ制度、国の補助制度を同時に受けることが今までできませんでした。どちらかを選ばないといけなかった。しかし、このコロナ禍で両方いいですよという、この1年間は、特例を認めてくださっています。そういう優遇もっております。そういうふうにして、国が手厚く保護をしております。

しかし、加入者が少ない理由は、加入する1年目に積立金を出さなければいけないんですね。これが大きな農家にとっては負担になっております。先ほど課長からありましたように、基準収入が1,000万円ある方が積立金と保険方式を合併すれば幾らになるかといえば、保険料が7万8,000円、積立金が22万5,000円、それから事務費が2万2,000円、32万5,000円、最初にこの保険に入るときに要ります。32万円も払わんばいかんのは、かたい切らんという声がたくさん私は聞きました。確かに制度としてはすばらしい制度、補償制度があるけども、保険金が高いのでかたり切らんという声がたくさんございました。これは、生命保険でも一緒だと思います。いろんな保険、補償があります。大きな補償があります。確かに補償がいいけども、補償がいい分、掛金は高かいですよね。だから、補償は得たいけれども掛金が高いために、皆さん入らない。それと同じ理屈で、最初の収入保険も、最初の年度は積立金が22万5,000円ございます。2年度からは、この積立金は要りません。保険料の7万8,000円と事務費の2万2,000円、10万円です、2年目からは、10万円ずつ2年目からは払っていくという、同じ1,000万円の基準収入の補償であればですね。最初の積立金の22万5,000円が高いと。国も、最初は年2回の分割でいいですよと、これも9回までしていただきまして、なるべく負担が、農家がお金を出しやすいように9回まで分割もしていただきました。そうなりましてけれども、まだまだ積立金が高い。そういうことで、加入をされる方が少ないということでございます。

そういうことで、5点目に上げていますように、収入保険制度の加入者が負担する保険料に対して、補助する制度を設けた自治体もあります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少にも補填するため、農家経営のセーフティーネットとして大きく寄与できるものと考えられる、この補助制度について、考えを伺いたいと思います。実は、農業新聞にも載っておりました。この収入保険制度に対して、全国でも収入保険の負担保険料に対して補助をする自治体が出てまいりました。実は、静岡県静岡市と地元の2JAが協定を結んで、そしてこの加入目標を掲げて、そして農家負担の軽減に、保険料を市とJAが最高6万円補助をするという事業を全国で初めて展開をされております。また、群馬県の館林市でも、保険料に5万円補助するということが決めてあります。それからまた、愛知県豊川市、これについては収入保険制度の加入者が負担する保険料に対して、最大20万円を補助する制度を創設したというんですね。先ほど言いました最初の加入が、ハードルが高い。これでこのことに対して、行政としても、またJAと一緒に補助をし、加入しやすい状況を作っておくということもなさっております。そういうことで、言いましたように、今の共済制度では救えないような状況になっています。そしてまた、いろんな社会情勢も変わっているし、農業の情勢も変わっているし、そういう意味でも幅広く対応できる収入保険制度、これが農家経営の全てではございません。だけど、最低のセーフティーネットがあれば、農家の人も次に向かってスタート、進んでいけるわけです。ところが、何の補償もない、補償はあっても、将来に向かっていけないようなものでは厳しいんじゃないか。

そういう意味で、この収入保険制度に対しての助成に関して伺いたいと思います。特に、新型感染拡大防止で国が今日も発表しておりましたけど、6兆円の予算を組んで閣議で決定されています。自治体にも地方創生臨時交付金1.5兆円、これが決定しております。市町にこれが来ると思っています。コロナ感染拡大で1.5兆円、これをどう町で使っていくか、お金が来ます。それから、経済対策としても全体で73.6兆円も組んでございます。そういうものを当てにするというわけではございませんけども、そういうものも活用しながら、こういう、最初に言いました地域農業が衰退をしている、生産物も衰退している、そして農業人口も減っている、先の見えない農業の中で、一つの大きな希望になるんじゃないかなと思います。そういう意味で、お金も要ります。今、町の財政も減収でございます。そういう中で、地方創生臨時交付金等を活用できればそれを活用していただいて、収入保険制度の拡充、加入推進をぜひお願いをしたいと思っております。

最後に町長、よろしく申し上げます。

○田島健一町長

収入保険制度、いろいろと議論をさせていただきました。まさしく今日の農業でもそうでございますけども、現コロナ禍の中ではもっと厳しいという状況も、私も現地で確認をさせていただいているところでございます。そういったことで、先ほど来収入保険制度をどうしていくかということにつながるわけでございますけども、いろいろと先ほどタイプ等々がございました。これについては、もっと我々執行部も勉強も

していかなければならないというふうに思っております。今後とも継続して執行部も勉強してまいります。そして、いい方向が見つかればというふうに思っております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

農家が将来に希望を持てるような施策をしていただきたいと思います。

次に、2点目でありますけれども、ひきこもりの支援の充実について伺いたいと思います。

ひきこもりの現状と対策、また支援の状況について伺いたいと思います。特に今、50代のひきこもる子を80代の親が世話をするという8050問題、今中高年で2017年、ちょっと古うございますけれども、このひきこもりの方が約61万人いらっしゃるということでございます。これは今社会問題化しております、これが現実的に、1週間ぐらい前のNHKでもありましたけれども、孤立している子どもさん、親が亡くなってしまって子どもさん1人になった、孤立化していくのが社会問題になっているのがテレビで放映されておりました。そういう意味で、このひきこもりの現状と対策、支援について伺います。

○坂本博樹保健福祉課長

ひきこもりの状態にある方の現状についてでございますけれども、これも少し古いものですが、平成29年1月に佐賀県が公表された、ひきこもりに関する調査結果がございます。これにつきましては、各市町の民生委員を通しての調査でございます、その調査によりますと、白石町内では34名の方、年代別に申しますと10代が2名、20代が8名、30代が4名、40代が5名、それで50代が10名、60代以上が5名というふうになっておまして、男女別で申しますと、男性が23人、女性11人の方がひきこもりの状態にあるというような結果が出ております。この調査につきましては、おおむね15歳以上の社会的参加、例えば仕事とか学校、家庭以外の人との交流、これができない状態が6箇月以上続いている方、もしくは社会的参加ができない状態でありますけれども、時々買物などで外出することがある方を対象とされておまして、正確な数の把握については難しいところがございます、ひきこもりの状態にある方の数については、もう少し多いのではないかとというふうに思っております。

支援の状況についてでございますが、相談窓口、支援機関といたしまして、佐賀県のひきこもり地域支援センター、佐賀県生活自立支援センター、そして白石町の社会福祉協議会、そして町の保健福祉課がございますけれども、最終的には専門知識があります、先ほど言いましたひきこもり地域支援センターもしくは生活自立支援センター、ここにつないで支援を行ってもらうことになります。両センターでは、本人または家族、関係者と話し合いをしながら、一人一人の状態に応じて時間をかけ、寄り添う、いわゆる伴走型の支援が行われております。具体的な支援と申しまして、就労準備支援、居場所の提供、治療が必要と思われる場合については専門医への受診勧奨、それと家族へのアドバイス、そういったものも行われております。今後も、相談等があった場合については支援機関につないで、連携を図っていきたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

支援センターにしっかりつないでいただいているということでございます。そういうことで、このひきこもりに関しましては、国の支援の枠組みが近年大きく変化しております。これまでは、本人の意思に基づかない就労、仕事をするということが目標だったために、就労支援の現場で本人が傷つき、失敗をする人が多くいました。それが、本人や家族が幸せになるために、社会とのつながりを作る居場所支援へと考えが転換されましたということです。当初は、とにかく社会に復帰して仕事をしていただく、その支援をしようということでしましたけど、逆にそれが本人を社会に一気に引き出したゆえに傷ついてしまったという、逆効果になったということでございます。そういうことで、本年6月に成立しました改正社会福祉法では、断らない相談支援を含む重層的な支援体制が創出されました。来年4月から、この改正福祉法が本格的に市町で実施されるようになります。

そういうことで、最初に言いましたように、大きく国の施策が方向転換をされてきて、断らない相談支援体制ですね。特に家族に関しては、どこにも相談に行けない、近所にも行けない、行政にも行けない、悶々とどうすればいいのかというですね。現実には、家の中でひきこもっている家族、対外的にどうすればいいのか。いろんな意味で家族は苦悩をされています。そういうことで、気軽に市町に相談に行ける、そういう体制を作っていただきたいと。今作ってあると思いますけど、本当にそういう断らない、そして先ほど言いましたように、就労目的じゃなくて、居場所づくり、これを今から作っていかなければいけない、そういう居場所づくりをどうしていいのか、今後の町としての取り組みについて伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

ひきこもりの状態になる方やその家族については、それぞれ異なる経緯や事情を抱えられていると思っております。先ほど議員が申されましたように、苦悩であったり、日々葛藤されていることとっております。町としましては、本人、家族の心情を受け止めまして、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を作ることが重要だというふうに思っております。充実した支援を提供するには、どうしても専門的な知識、それと時間をかけて寄り添うことが必要となりますので、なかなか町単独での相談支援体制、居場所づくりは難しいこととございまして、佐賀県、あるいは先ほど申しましたひきこもり地域支援センター、生活自立支援センター、社会福祉協議会、そういったところと連携をしながら、ひきこもりの状態にある方、そしてその御家族に応じた支援、居場所を提供していきたいというふうに思っております。支援等を行うには、まず本人、家族がそういった相談支援機関につながる必要があります。今後も、先ほど言われましたように、相談しやすい体制、相談窓口支援機関、そういった情報発信を行いまして、そして地域の民生委員さんにも協力を得ながら、本人、家族と相談支援機関がつながるよ

うに努めてまいりたいというふうに思っております。
以上でございます。

○溝口 誠議員

このひきこもりの方々には、御本人も苦勞されておりますけども、最終的には社会と関わりを持ちたい、また人との関わり合いを持ちたいと、そういう、一応拒否はされるけれども、心の中はそういうものが強いのではないかなど、関わっていきたいと。ただ、その関わる機会がなかなかないんですね。そういうことで、自分の存在を認めてくれる場があれば、またそこから乗り越えていける、一歩前進をしていけるということが、識者またマスコミ等でも述べられておりました。まさしくそうだなと思えます。そういう場を、先ほど言いましたように、作っていただきたい。特に、行政だけでは無理かもしれません。いろんな機関、社会福祉協議会とか、そこで協議しながら、どういう形が一番いいのか、居場所づくりをまずしていただいて、そこからこの8050問題を何としても解決をしていければと思います。

○木下信博農業振興課長

先ほど、収入保険制度への加入促進につきまして、本町の取組状況ということでお答えをいたしました。この制度の中で、高収益作物次期策支援交付金につきまして、申請においては収入保険への加入についての誓約を行うことと申し上げましたけど、加入については検討を行うこととされているということで、訂正の上、おわび申し上げます。

○溝口 誠議員

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで溝口議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時06分 休憩

14時25分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号1番、友田香将雄です。
通告に従い質問をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
まず最初に、教育環境の充実について質問いたします。

白石町立中学校統合再編計画については、本町の重要施策の一つとして現在取り組まれております。10月、11月に各地域において開催された説明会の中で、様々な意見

が出てきたと思われます。どのような意見が出てきたのか、またそれらの意見の集約、そしてその中で新たに出てきた課題とはどのようなものがあったのか、答弁をお願いします。

○出雲 誠学校教育課長

学校統合再編説明会におきましては、お手元のほうに資料をお配りしております。そちらを御覧ください。

住民説明会につきましては、本年10月27日から11月15日までの間で10日間、各小学校体育館及び各地区の公共施設11か所で延べ508名の参加がありました。

参加者から出された意見や質問につきましては、項目ごとにまとめさせていただいております。特に多かった意見といたしましては、規模が大きくなると、教職員の目が生徒に行き届かなくなるのではないかと、そのようなことがないようにしてほしい、通学距離が長くなり、部活動で帰りが遅くなると思われる、子どもたちが安心して登下校できる環境づくりをしてほしい、スクールバスの運行による通学支援をする場合は、どの区域から利用できるか、などの意見がございました。このような意見につきまして、現在答えられる範囲において回答をさせていただいたところです。

また、新たな課題につきましては、子どもたちの教育環境づくりに対する町民皆様の思いを改めて感じたところです。今後は、住民説明会でいただいた意見等を整理し、生徒や保護者が持つ統合再編への不安を解消するため、来年度設置予定の、仮称ではございますが、新しい学校づくり準備委員会での協議につなげていき、新設中学校開校に向け準備を進めていきたいと考えております。

○友田香将雄議員

こちらの頂きました資料の中を確認いたしますと、先ほどありましたように、通学距離が遠くなることによるスクールバスの問題、また学校の児童・生徒の規模が大きくなることによる、子どもたちにしっかりと手厚い対応ができるかどうかの不安等が載っております。全般的には、学校統合再編のところに理解を一定以上いただいているというふうに感じております。しかし、特に保護者の方からは、少なくとも不安を持たれていることだと思っております。この不安については、先ほどの答弁にもありました新しい学校づくり準備委員会のほうの協議につなげていっていただき、ここから詳しく進めていくのではないかとというふうに思っております。

そこで、1つ確認したいところがあったので質問いたします。

令和6年の新中学校開校は、生徒数がおよそ580人程度と予測されております。今現在の白石中学校の人数としては約250人程度、現在と比べ2倍以上の大規模となることが予想されております。今の白石中学校の場所で、部活動の活動場所の確保はできるというふうに考えられているのでしょうか。統合した場合に、部活動の数も増えることが予測されている中で、場所の確保は難しいことであるんじゃないかというふうに考えております。その場合、閉校した学校の施設や公共施設を利用することも考えているのでしょうか。また、現在計画をされております白石町公共施設等総合管理計画、また令和3年度以降に策定を予定されている白石町公共施設等再編計画のところ

について、もし閉校した学校、または公共施設を利用していくのであれば、この辺りについても影響が出てくるというふうに考えております。その辺りについての現在の考えをお聞かせください。

○出雲 誠学校教育課長

現在の白石中学校が行っています部活のとおり、運動部はグラウンド、それから体育館及び白石社会体育館を利用し、文化部については校舎の教室を利用することを想定しています。現段階では、現在の中学校敷地内で活動できるものと考えております。ただ、新設中学校の部活数につきましては、新しい学校づくり準備委員会で協議することを予定しております。現段階では、未確定の状況でございます。

○小池武敏企画財政課長

公共施設等総合管理計画への影響はというような御質問でございます。

この計画につきましては、平成28年度に策定をいたしておりまして、本町が保有いたしております全ての公共施設の管理の方向性を示す計画でございます。その中で策定時点から20年後には建築物の総量30%を削減する目標を立てております。当然、その中には学校施設も含まれておりまして、御存じのとおり、本町の集会施設、あるいは体育施設なども老朽化をいたしてきております。そういったことで、毎年施設の改修費も多額の経費がかかっている現状でございます。このため、今後学校施設も含めました全ての公共施設の在り方、統合再編などの検討を来年度以降進めていくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

もう一つ質問いたします。

ほかの意見についても拝見いたしますと、生徒数が多くなることにより、生徒に手厚い支援ができなくなるのではないのかという心配の声もたくさんありました。このことについては、現在国のほうでも、従来の40人学級から30人学級へ引き下げよう議論が行われております。今回の統合再編計画にも大きな影響を及ぼす流れであるというふうに考えておりますが、現在の町の考えはいかがでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

白石町立中学校統合再編計画案の中で、1学級当たりの生徒数は、国の法令や県の基準に基づき、現行どおり40人学級としてまいります。今後、法令等が改正された場合、統合再編により新しくする学校の1学級当たりの生徒数を30人学級に速やかに対応できるよう、準備をしていきたいと考えております。

○友田香将雄議員

30人学級については、積極的な議論が国のほうでも行われております。先ほど答弁をいただきましたように、今後の動向を注視していただき、改正があった場合は速や

かに対応ができるような体制を整えていただくよう、よろしくお願いいたします。

さて、統合再編の意見の中にもありましたように、生徒数が増える中で、個々の生徒に対してのしっかりとした対応を強く求められている状況があります。様々な特徴を持つ児童・生徒に対していかに手厚く支援を行っていくのか、これは子どもを持つ全ての保護者の気になるところであります。本町では、特別支援学級のほか、ことばの教室、まなびの教室等を実施しておりますが、まずそちらの説明をお願いいたします。

○宮崎泰仁主任指導主事

町内では、言語障がいを対象とした通級指導教室を福富小学校と有明西小学校に開設しております。通級指導教室とは、通常の学級に在籍している子どものうち、障がいの特性に応じた支援が必要な子どもに対して、特別な教育課程を策定し、学習や生活上の困難さを克服するための指導となります。現在は、週に2時間から3時間程度、吃音をはじめとする発語指導や言葉の獲得に向けた支援を行っております。通級指導に関しては、4月に実施している町内就学指導担当者会にて、資料1にありますように、通級を紹介する通知、ことばの教室、まなびの教室の御案内を発出し、各学校、園にて必要に応じて配布を依頼しております。また、小学校への就学を控えている年長児を対象としたスクリーニングや面接検査、就学相談会を行い、支援へとつなげる取組を行っております。各学校が行う入学説明会においても、特別支援教育の説明がなされております。

資料2にありますように、通級の支援を受けるためには、6月、11月に行われる教育支援委員会で支援の必要性があるか審議を行います。医療機関での診察や発音に関する検査などの諸検査を基に決定が行われます。通級の指導の対象となる障がいの種類及び程度については、資料3にありますように、平成25年10月4日付文部科学省中等初等教育局長通知において示されております。

以上です。

○友田香将雄議員

障がいまたは様々な特徴を持つ子どもたちの支援、支援学級やことばの教室、先ほどもありましたまなびの教室を活用し、手厚く支援を行っていくためには、何よりもまず障がいなどについて保育現場や学校現場でしっかりと理解をすることが何よりも大切なことだと考えております。

例えば、流暢性の障がいと言われている吃音症についてお話しします。

吃音症は、言いたいことは頭の中で分かっているけれども、話す際に滑らかに言葉が出てこない状態をいいます。およそ100人に1人と言われており、私自身も小さい頃にこのような症状を持っていたことがあります。滑らかに言葉が出てこないだけで大したことではないといったふうに見られがちのこの吃音ですが、周りの無理解により、時に保護者や子ども自身の気持ちを深く傷つけてしまい、そのことがさらに症状を悪化させてしまうことにつながるケースもあるなど、周囲の理解はこういった児童・生徒の支援には欠かせないものとなっているというふうに思っております。しか

しながら、この吃音症を取り上げて考えてみると、白石町内の現状としてはなかなか理解は進んでいると言いき難い状況であるのではないのでしょうか。

こういった吃音のみならず、様々な障がいにおける理解を保育や教育現場で進めていく必要があるというふうに考えておりますが、現状どのような支援体制を行っているのか、答弁をお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

私のほうから、主に就学前までの対応についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

保健福祉課の健康づくりのほうでは、母子保健事業といたしまして乳幼児の健診を実施しております、その際には発達段階に応じた相談も受付をいたしておるところでございます。議員からも資料要求がっておりますので、本町の母子保健のフロー体系図を御覧いただきたいと思っております。

言葉の相談に関しましては、健診等からの事後フォローとして子育て相談室を案内いたしております、言語聴覚士による相談を実施いたしております。必要に応じて、医療機関への紹介も行っております。また、先ほどもありましたように、保育の現場、保育園等から相談があれば、保健師が園に出向くなど、相談支援体制を行っているところです。保育園の現場にしましても、先ほど申しましたけれども、保健福祉課の保健師のほうに相談をされたり、あるいは保護者と面談をされて専門の機関に案内されたりというようなことがされている状況でございます。先ほど議員が言われましたように、周囲の理解というところでございますけれども、町としましても今個別の相談を主に実施しているところでございますけれども、今後は広く一般の理解に向けた普及啓発、それと保育の場面での理解、これは具体的には各園の保育士さんに保健師のほうで研修をすとか、そういった理解の促進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○宮崎泰仁主任指導主事

学校現場においても、気になるお子さん、支援が必要なお子さんについては保護者とも面談を行いますし、校内の教育支援委員会でも十分に話をして情報を共有し、支援が必要であるということであれば、町の教育支援委員会のほうに通級ということで名前を挙げるということを保護者の了承を受けながらやっております。入学説明会のときにお話をしましたというふうに前回答弁しましたけれども、そこではそういう特別支援教育コーディネーターが中心となって、ことばの教室、まなびの教室についてしっかりと説明を行い、不安があるようであれば、入学説明会の後に個別に話をするなどの対応をしておりますし、もちろん小学校に入学してからも気になるようなことがあれば、十分に話をするように現在行って、丁寧な対応をしているところです。

以上です。

○友田香将雄議員

私がなぜこの問題を取り上げたかといいますと、この統合再編計画の中にありましたように、様々なところで生徒が増えることによる、規模が大きくなることによる体制に対する不安があるということの声が多かったということは、これは私が思う中では、今現在十分な対応があるからこそ不安になっているというのものもあるかもしれませんが、逆に言えば、今現在でも様々な保護者の方から思いがある、もっとこうしてほしいという思いがある中で、規模が大きくなると、そこに関してより一層不安感を持たれているという面もあるかというふうに思っております。

例えば、資料請求させていただきましたことばの教室、まなびの教室の御案内というふうな2ページ目のところですね。入級前の流れというふうに載っております。この辺りを見させていただきますと、入級が認められない場合があること、また入級の適正を判定されても、入級待ちの場合があること、また他校から通級の場合、保護者等による送迎が必要になること、こういった面があることから、場合によってはこれを利用できない、または利用しにくい状況にあるという御家庭もあることが見てとれるのかなというふうに思っております。これに対しては、現場の今の現状等もあるかと思えます。なかなかすぐに解決することが難しい面もあるかというふうには理解しております。

しかしながら、令和6年、中学校は統合するというふうに進んでいく中で、こういったところを、いかに不安を解消していくのかというのは、併せて考えていく必要があることだというふうに思い、今回取り上げさせていただきました。統合再編の際に今まで以上に、こういった合理的配慮が必要な児童・生徒に対して手厚く支援を行うことができるよう体制を組んでいただきたいというふうに思っておりますが、答弁をお願いします。

○北村喜久次教育長

先ほど、学校の統合再編に係る保護者等の大きな不安に対して細やかな対応をお願いしたいというようなことで御意見を賜りました。

先ほどから申しておりますように、説明会の折にも変わることで、それから人数が増えることに対する不安等がたくさん出されました。特に、議員が先ほどからおっしゃっておりますいろいろとハンディを持つ子ども、こういうお子さんに対して関わりが低下しないような工夫をということですが、これはもちろん考えていかなきゃなりません。個別最適化という言葉が最近よく使われますけど、それぞれの子どものニーズにしっかりと対応できるような指導を、今回パソコンを1人1台というのも、このことと大いに関わってまいります。特に、特別支援に関わる子どもたちについては、今まで以上にスタッフの充実並びに専門機関との連携、現在も県立の特別支援学校から巡回指導等で専門の先生方に参っていただいておりますけども、こういったものを計画的に、効果的に進めるなどして、しっかりとしたノーマライゼーション教育、これを進めなきゃならないと考えているところです。

以上です。

○友田香将雄議員

令和6年には中学校、また8年、10年には小学校が予定されております。これから様々な議論が行われていく、そしてその不安感を払拭するために、いろんな形で対応を考えてく必要があるというふうに思っております。精いっぱい考えていくためにも、まずは住民の方々からの意見というのをしっかり吸い上げていく必要があると思っております。今現在、パブリックコメント等もやられておりますので、そういったところから出てきた意見についても、真摯に受け止めながら議会のほうで決めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に進みます。

行政手続等のデジタル化について質問いたします。

国においては、あらゆる行政手続上の押印を廃止するよう検討がなされております。本町においても、戸籍や住民票の写し、印鑑証明、納税証明などの交付申請においては押印を廃止されており、住民の負担軽減に寄与していると思われま。そのほか、福祉や施設使用申請、補助金申請などの手続においての押印の現状を質問いたします。

○小池武敏企画財政課長

本町の押印の状況についてというようなことでお答えをさせていただきます。

行政手続上の押印につきましては、その文書が真に正しく成立したことを証明し、また推定をさせるものであると考えておりますが、本町の押印の状況につきましては、現在押印に関する具体的な指針などは定めておりませんが、しかし町民の皆さんの利便性の向上や行政手続の簡素化、効率化を図るため、運用により窓口における戸籍の謄本や住民票の謄本、また各種証明書等の交付申請書への押印を廃止いたしております。そのほか、公民館や体育館、グラウンドなど、各種公共施設の利用申請におきましても、押印を省略または廃止をしている状況でございます。

その一方で、押印をいただいている手続につきましては、法令等により押印が義務づけをされております、まずは婚姻や離婚、出生や死亡、養子縁組など、戸籍に関する届出や児童手当に関する届出の手続などがございます。また、そのほかには各分野における補助金、交付金等の申請書や実績の報告書、あるいは工事請負や業務委託などの契約書や見積書、領収書なども押印をいただいている状況でございます。こういった状況でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

今現在の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これから行政手続等のオンライン化は加速度的に進んでいくかというふうに考えております。町が行う事務に関して、法令に押印の義務のないものは速やかに見直しを進める必要があると思われま。規則や要綱などの改正も必要と考えられまますが、その方針について質問いたします。

○小池武敏企画財政課長

押印につきましては、議員がおっしゃるとおり、押印の義務のない手続に関しまし

ては押印に固執をするという必要はないかというふうに考えております。そういったことで、今後も住民サービスの向上を念頭に置きながら業務の精査や見直し、また必要に応じて指針の策定や関係例規、様式等の改正を行いながら、役場内、本町庁舎内での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

県内の他市町では、住民票の写しや各種証明書の発行手数料を電子マネーで支払いができるように進められております。現金をやり取りする場合に比べて、時間短縮や金銭管理の負担軽減など、効率化が図られていると思われれます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大で、人との接触をためらう住民の方も多いい中、早急に導入を図る必要があるのではないかとこのように考えておりますが、どのように考えられているでしょうか。

○川崎 直住民課長

住民票等の窓口手数料の支払いの件でございますけれども、電子マネーを導入しているところが武雄市と鳥栖市であり、ほかにも検討している市町もあるようでございます。住民の利便性や事務の効率化を図る目的で、武雄市は平成30年7月から導入している模様です。また、鳥栖市は本年11月から導入し、ニーズ確認の狙いもあり、1年間試行されるとのことでございます。支払いには、両市とも交通系と商業系の電子マネーを利用されているそうです。既に導入している市の話によりますと、初期導入経費や決済手数料等のランニングコストの課題はありましたが、住民の利便性が図れるため、導入したとのことでした。また、導入後は、電子マネーで支払いの場合、レジの処理に幾らか時間を要することなども課題があるそうでございます。本町でも、住民の利便性向上と現金取扱いリスクの軽減を図るために、電子マネーの導入の必要性は理解しているところでありますが、導入に係る初期経費や導入後のランニングコスト、住民課窓口以外の手数料はどうするかなど、県内自治体の導入状況や導入後の利用状況を参考にして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

電子マネー決済については、現在進められている自治体は先駆的にやられているところが基本的だというふうに考えております。おそらく、先ほどの答弁にもありましたように、これから各市町村のほうでも議論が深まってくるかと思っておりますので、その辺りは注視をしていただきながら、実際の導入に向けて様々検討いただければというふうに思っております。

次の質問に移ります。

ふるさと納税の寄附金については、その多くがクレジットカードにより支払いが行われております。キャッシュレスの時代に合わせて、町税や保育料の納付などにもクレジットカードによる支払いができるよう、住民の利便性を向上させる必要があるの

ではないでしょうか。例えば、身近であれば自動車税、軽自動車税についても、こちらはクレジットカードが使えないというふうなところもあります。特に若い世代に関しては、クレジットカード払いというのは一般的になっている中で、この導入に向けては、先ほどの電子マネーと併せて前向きに今後検討していく必要があるのではないかというふうに思っておりますが、どのような見識を持たれているのでしょうか。

○久原浩文税務課長

お答えをいたします。

町税等の地方税のクレジットカードによる支払いにつきましては、総務省が地方税法第20条の6で第三者納付が規定されておりますことから、立替払い方式であればクレジットカードを使って納付することは現行制度上可能であるとしたことから、取り扱う地方公共団体のほうが増加しつつある状況でございます。県内でも、佐賀県や佐賀市及び鳥栖市が、税目は限られておりますけれども、既にクレジットカードによる納付が可能となっております。

また、政府は2025年にキャッシュレス決済比率を40%にするという目標を掲げておりまして、デジタル庁新設等に合わせてキャッシュレスの推進にはますます拍車がかかるものだと思っております。

本町としても、住民サービスの向上、それから収納率の強化に向けた取り組みなどで、税金に限らず使用料や手数料などのキャッシュレス化を積極的に推進する必要はと考えておりますけれども、運用上の効率化と、それから情報セキュリティの強化を両立させるという課題を解決する必要もございます。クレジットカードによる町税収納の導入につきましては、クレジットカード納付のデメリットとして、納税額に応じて決済手数料が納税者側に発生すること、また収納する行政側では電算の基幹系システムの改修等の課題もありますので、杵藤電算センターの構成市町、3市3町で構成しておりますけれども、導入効果、それから利便性、他市町における利用状況等を勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

新型コロナウイルス感染症の中で、行政手続上のデジタル化というのは、先ほども申し上げましたように、加速度的に進んでいくというふうなことは皆さん理解されているというふうに思っております。この中で、しっかりと今現在検討していく、議論をしていくことが必要であるというふうに思っておりますので、なかなかすぐに導入というのは難しいというふうには把握しておりますけれども、一つ一つ課題のほうを潰していっていただければというふうに思っております。

最後のファクシミリによる関連機関等との連絡網の在り方について質問をいたします。

こちらは、以前も質問させていただいたことがあるんですが、今現在、電話とファクスのところでやり取りをしていることがほとんどだというふうに伺っております。一部の文書のほうに関しては、メールアドレス等のほうも記載していただくことが増

えてきて、こちらのほうはよかったのかなというふうに思っておりますが、それでもまだまだ電話とファクスのみの掲載によって、関係各所のほうとの連絡のやり取りというふうなところが残っているのかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、デジタル化というところに関しては、今現在進めていかざるを得ない、進めてく必要があるものというふうに思っておりますし、議会のほうとしても、ペーパーレス化ということでタブレットの導入のほうも進めていっているところでもあります。なかなかこれはアナログ的なところのほうの方がやりやすいというふうなところは理解しているところではあります、どこかのところで線引きをしてやっていくぞというふうなことを考えていく必要があるというふうに思っております。こういったファクシミリということで書かせていただいている小さなことではあるんですが、そういったところの小さなところからしっかりと見直していくというふうなところは必要ではないのかなというふうに思っておりますが、その辺りについていかがでしょうか。

○千布一夫総務課長

ファクシミリによる関係機関等との連絡についての御質問でございますが、行政機関相互のやり取りにつきましては、行政機関を相互に接続する行政専用のネットワークでございます総合行政ネットワーク、LGWANというものがございますが、このLGWANの構築や業務ごとの情報ネットワークのデジタル化を進めた結果、役場本庁舎から行政関係機関へのファクシミリによる送信件数は月平均5件程度と激減をしております。このことから、ファクシミリの使用につきましては、民間企業や各種団体、施設とのやり取りや議員各位への連絡が大半となっている状況でございます。連絡網につきましても、職員間におきましては、執務時間内における平時の対応としてはパソコン上の職員ポータルでの掲示板やメールの活用となりますが、執務時間外や休日の対応としましては、スマートフォンによるメールを活用して連絡網を構築しております。行政関係機関とは主に総合行政ネットワークを利用した連絡網を構築し、緊急時にはスマートフォンを利用した緊急連絡網を構築し、対応しているところでございます。また、今後は、先ほど議員がおっしゃいました議員各位との連絡につきましては、来年度より運用開始を予定しておりますタブレット会議システムにより連絡体制のデジタル化を図っていきたいというふうに考えております。

それから、最後に住民の皆様への通知や発送文書につきましては、今後できる限り問合せ先に電話番号やファクシミリ番号に加えまして、担当部署のメールアドレスを記載するように対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

どうぞしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それで、3番、特定空家の対策について質問いたします。

こちらについては、あした、中村議員が空き家関連の質問をされる予定があるということで、私のほうからは端的な質問としてさせていただきたいと思っております。

特定空家の問題は、以前から各議員さんのほうから質問等がありました。これをどうにかしなきゃいけないというのは、ここにいらっしゃる皆さん全員が思われていることだというふうに思った上での質問です。

行政代執行が全国各地で行われている中、我が白石町としても、この代執行を含めた形での対応を考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。もちろん、除却費用の捻出というのは少くない金額ではありますので、大きな課題であるというふうな理解はしておりますが、それこそ今日の答弁にもありましたふるさと納税を活用して、こういったところを計画的に減らしていくということは必要ではないかというふうに考えております。先般の台風9号、10号のところで空き家のほうも倒壊が進んでいるところが出てきました。来年台風が来た場合、それらの特定空家がどうなるのかというのは、周辺住民の方々も心配されているところです。また、万が一そこに付随しているものが飛んできて、例えば人的被害等があった場合、大きな問題になるというふうに捉えております。少しでもリスクなくやっていくためには、先ほど申し上げたように、ふるさと納税を活用しながら計画的に、少しずつの予算ではありますが、やっていくということは念頭に置いていく必要があるかというふうに思っておりますが、いかが考えられているでしょうか。

○木須英喜総合戦略課長

特定空家に関して、私のほうで答弁をさせていただきます。

まず、議員がおっしゃいます特定空家等とは、国の空家等対策の推進に関する特別措置法、通常特措法ということで呼んでおりますが、こちらのほうに定義をされております。特定空家とは、まず1つ目、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ目、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目、その周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これら4つのうちいずれか1つに該当すると認められた場合、特定空家ということになっているようでございます。

特定空家等の認定につきましては、空き家対策協議会や検討委員会において、特定空家等に該当するかどうかの検討を行い、認められる特定空家等に対しましては、その後、先ほど行政代執行という話もありましたが、法に基づく措置を行うこととなります。本町においては、平成24年度から特定空家等として認定していた町内5件の空き家、これについては町からの助言や指導に対しまして、28年度2件、30年度1件、元年度1件、2年度1件の除却、5件全てのほうを完了しているところです。ただ、議員がおっしゃるとおり、町内には放置されておきながら特定空家に認定できていない危険な状態にある空き家等が多数存在しているということは、我々も把握をしているところでございます。

今後の対処方針ということでございますが、まず法務、不動産、建築に関する学識経験者と、あと警察、消防等を構成員とした法定の空き家対策協議会を設置しまして、特定空家等の認定、所有者等の調査、措置の方針などを検討してまいります。特定空家に認定された後は、全ての所有者、相続人に対し、法に基づく助言、または指導、

勧告、命令の手續を順を経て行うこととなっております。助言、指導といった働きかけをまず行い、不利益処分である命令へと移行することになりますから、訴訟リスク等も踏まえて慎重な手續が必要であると考えております。

以上のような措置を実施してもなお履行がなされない場合は、行政代執行もしくは略式代執行での解決を図るというふうなことになります。ただし、ここで問題になりますのが、先ほど議員もおっしゃられました代執行した場合の解体に要した費用を回収できるかどうか、ここになってきます。代執行の費用は、行政が義務者から徴収することになりますが、競売等の申立てを行っても完全に徴収できないケースがほとんどでございます。公金を投入しての代執行となるため、優先順位、こういったところの十分な検討が必要になってくると考えております。

ここまで特定空家について答弁をいたしました。通常の空き家対策についても様々な課題がございます。

1つ目は、相続がなされていない土地や家屋が多く、相続人等の追跡調査に多くの時間を要しております。2つ目は、空き家等の所有者は町外に居住している場合が多く、所有する空き家の状態を把握されていない、こういった場合や、相続等により取得したことをそもそも把握していない、こういった場合もございまして、すぐに法的な措置、手續を開始することができないケースも多々ございます。いずれにしましても、地域の方の不安を少しでも早く取り除きまして、地域の安全・安心を確保するために、所有者の意向を確認しながら、できるだけ早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

財源としまして、ふるさと納税の話が出ましたが、考えられることだと思います。それを含めまして、役場のほうでも十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

ふるさと納税の使い道、用途というのは、私のほうからも何度もお話ししたことがあります。まさにこういうことこそ、まちづくりの観点から予算を使っていたきたいなというふうに思っておりますし、先ほど答弁にもありました、様々なリスクがあることも私としても承知しております。例えば、先ほどもありました訴訟リスクのほかにも、抵当権の順位により、例えば競売にかけた、購入した上での金額を回収できないとかという問題等もあります。様々なそういった問題等もありますので、これは逆に言ったら法律のところで変えていく必要もあるかと思っております。県ないし国のほうに、しっかりそういった要望も出していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

そういったことも含めまして、我が町の特定空家、または先ほどもありました特定空家に準ずるような空き家、そちらのほうに関しては、できるだけ早急に、また被害等が出ないうちに対処していくというふうなことで、しっかりと対応をお願いしたいというふうに思っております。町長、最後にその辺りについて町長の思いというのをお聞かせ願いたいと思っております。

○田島健一町長

特定空家の危険度が増していく中での対処方針、町長としての考えということでございます。

先ほどから担当係長が答弁をいたしましたとおり、町内にも放置されて危険な状態にある空き家が存在はいたしております。本町においても、この空き家問題、空き家対策については今後も重要な課題だと考えているところでございます。

ただ、一口に空き家といいましても、十分居住に耐え得るもの、またリフォームすれば居住可能なもの、さらに老朽化が進み解体したほうがよいもの、危険な状態で特定空家に認定したもの等々、その段階に応じた様々な対応が必要になってくるというふうに思います。特に議員がおっしゃいます特定空き家につきましては、地域の不安を解消するためにも、早急な対応が必要と考えております。繰り返しになりますが、訴訟のリスクであるとか債権回収や跡地の売却など、様々な課題がありますけれども、1つずつ解決しながら、地域の安全を守っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

私が住むところの近くには、公民館の横にそれに準ずるような場所があります。壁が剥がれていることによって、子どもたちの遊具の目の前にその残骸が落ちたということもあります。被害が出てからでは遅いというのは、皆さん御理解いただいていると思います。少しでも早く撤去できるよう、一致団結してやっていっていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

野良猫対策というところで質問です。

町内でも、野良猫または猫の問題等で苦情等もあるかというふうに思っております。今現在、町が把握している野良猫に対する現状と課題、そしてこれからの解決策について質問いたします。

○片渕 徹生活環境課長

飼い主のいない猫、野良猫の現状でございますが、町に対する野良猫に関する相談、苦情件数は、昨年度は4件、今年度は10月末時点で4件となっております。また、その内容については、住宅敷地等への侵入やふん尿被害、苗床を荒らされる、無責任な餌やり行為などがあります。そのような苦情、相談があった場合は、町では個別に猫よけ対策のアドバイスや、猫よけ機器の貸出しなどの対応を行っているところでございます。

課題といたしましては、特に野良猫への餌やり行為については、これを禁止する法律がなく、法的根拠や強制力もないまま対応することとなり、解決が難しいものがあります。解決策といたしましては、現在の広報や回覧で定期的にペットの適正飼育や飼育マナーやモラルの向上を呼びかけておりますが、今後も引き続き周知啓発に努め、屋内での飼養や不妊、去勢手術の推奨など、まず野良猫を出さないための取り組みを

行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

この問題の難しいところは、先ほどの答弁にもありましたように、例えば餌やり行為について取り締まることがなかなか難しいというところだと思っております。皆さん御存じのように、猫が増えるときは爆発的に増えます。5匹、6匹、8匹というのが1回に生まれたりするので、そういったところを鑑みますと、地域のほうで猫が増えていくというのはある程度必然なのかなというふうに考えております。こういった中で、じゃあどう取り組んでいくのか。例えば、先ほどありましたふん尿の問題、または環境、猫たちがいる環境に伴った病気の蔓延、皮膚病等を含めて、そういったことを考えますと、この問題というのはほったらかしにしていけないものではないというふうなところで考えております。

今現在では、この対策についてどう取り組まれているか、行政側での対応はなかなか難しいという判断の中で、NPOまたはボランティア団体のほうで動いていただいているというのが実情というふうに伺っております。この近くでいいますと、鹿島のほうに拠点を置いております絆プラネットというボランティア団体があります。こちらのほうは、NTR活動といいますが、野良猫等を捕獲して去勢手術をして地域にまた戻すというところで、分母が増えていくのを阻止しようというふうな活動をされたり、あとは単純に猫の譲渡会を行われたりということをするすることで、地域のほうの猫の爆発的な増加を減らしていこうというふうなところで取り組まれております。先ほども申し上げましたように、こういった問題等に関しては、行政側が直接的に関わるとなかなか難しいところがあるというふうに、私としても理解しております。本町としても、例えばこういった、先ほど申し上げましたNPO団体、ボランティア団体のほうと協力してこの問題に取り組んでいくという方針を示すというのは有意義であるかというふうに思っておりますが、その辺りについてどうお考えでしょうか。

○片渕 徹生活環境課長

議員がおっしゃいます「地域猫」活動の件だと思えますけども、一応「地域猫」活動とは、地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫、野良猫の過剰繁殖やふん尿被害などを防止するため、地域住民のボランティア等を中心とした活動グループを立ち上げ、不妊、去勢手術の実施や餌の管理、排せつ物の処理等の活動を行うこととなります。あくまでも地域住民やボランティア団体が主体となった活動であるため、地域内の合意形成や協力の確保など、ハードルが高いところもあると思われます。活動に取り組んでみたいと希望されている地区がありましたら、町として何らかの支援がないかというふうなことも今後検討していきたいと考えております。

○友田香将雄議員

野良猫の問題、先ほど申し上げましたように、なかなか理解されにくいというところもあるかとは思います。かわいそうということで二の足を踏まれる方もいらっしゃる

るのも、私のほうとしても把握しております。ただ一番かわいそうなのは、猫たちの生活環境が悪化することにより様々な病気が蔓延しているという現状も、この本町のある地域のほうでも発見されているというか、そういった病気が出ているということも私のほうとしても承知しております。こういった対策から、住みやすい地域というのはまた作っていけるのかなというふうに思っておりますので、引き続きこういったところに関しては、何度も申し上げますように、ボランティア団体さん、またNPO団体さんと協力して、本町としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で友田議員の一般質問を終わります。

本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時20分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月9日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 友 田 香将雄

署 名 議 員 重 富 邦 夫

事 務 局 長 小 柳 八 束